

障がい者のしおり



久喜市福祉事務所

令和5年3月発行

第1章 相談窓口

市役所・総合支所（障がい福祉関係）	1
各地区保健センター	1
久喜市障がい者生活支援センター	2
久喜市社会福祉協議会	2
埼玉県総合リハビリテーションセンター	2
高次脳機能障害者支援センター	3
児童相談所	4
保健所	4
埼玉県立精神保健福祉センター	4
埼玉県精神科救急情報センター	4
権利擁護相談	5
福祉サービス苦情相談	5
ボランティア活動	5
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	6
聴覚障がい者相談員	6
消費生活相談	7
障がい者団体	7
身体障がい者結婚相談員	7
障害者虐待防止法について	8
障害者差別解消法について	9

第2章 障害者手帳

身体障害者手帳	10
療育手帳	11
精神障害者保健福祉手帳	12

第3章 医療費助成制度

重度心身障害者医療費	13
後期高齢者医療の障がい認定について	14
小児慢性特定疾病医療費助成制度	15
指定難病に係る医療給付制度	16
特定疾患等医療給付制度	21
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	21
自立支援医療（更生医療）	22
自立支援医療（育成医療）	22
自立支援医療（精神通院医療）	23

心身障がい者(児) 歯科診療	23
歯科医院への通院が困難な方の相談	24
訪問看護	25

第4章 障害者総合支援法のサービス

障害者総合支援法のサービス	26
障害福祉サービス等の内容	27
障害支援区分と利用可能なサービス	30
障がい児の利用可能なサービス	31
障害福祉サービス等利用のための手続き	32

第5章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス	33
障害児通所支援・障害児入所支援等の内容	33
障害児通所支援・障害児入所支援等利用のための手続き	34

第6章 日常生活の支援

補装具費の支給(交付・修理等)	35
地域生活支援事業	36
相談支援事業	36
成年後見制度利用支援事業	36
意思疎通支援事業	37
手話通訳者の派遣	37
要約筆記者の派遣	38
日常生活用具給付等事業	38
心身障がい者(児)・難病患者日常生活用具一覧表	39
移動支援事業	44
地域活動支援センター機能強化事業	44
地域活動支援センターⅠ型	44
地域活動支援センターⅡ型	44
地域活動支援センターⅢ型	44
訪問入浴サービス事業	44
更生訓練費	45
就職支度金給付制度	45
知的障害者職親委託事業	45
社会参加促進事業	46
日中一時支援事業	47
障がい者外出支援事業	47
福祉タクシー利用助成	47
自動車燃料費利用助成	47

第7章 手当・年金・給付金

手当	49
在宅重度心身障害者手当	49
特別障害者手当	49
障害児福祉手当	49
特別児童扶養手当	49
児童扶養手当	50
年金	50
埼玉県心身障害者扶養共済制度	50
障害基礎年金	51
特別障害給付金	52
障害厚生年金・障害手当金	52
給付金	53
難病患者見舞金	53

第8章 税の控除・減免

税制上の特別措置	54
所得税・住民税の控除	54
医療費の控除	54
おむつに係る費用の医療費控除	54
ストマ用装具に係る費用の医療費控除	55
相続税の控除・非課税	55
控除	55
非課税	55
贈与税の非課税	56
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	56
消費税の非課税	56
個人事業税の非課税	56
利子等の非課税	56
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免	57
軽自動車税（種別割）の減免	57
固定資産税の減額（住宅のバリアフリー改修）	58

第9章 公共料金等の割引

J R旅客運賃、東武鉄道運賃の割引	60
私鉄旅客運賃の割引	60
国内航空運賃の割引	61
タクシー料金の割引	61
バス運賃の割引	61

市内循環バスの割引	62
デマンド交通（くきまる）の割引	62
くきふれあいタクシー（補助タク）	63
有料道路の割引	64
N T T 番号案内の料金減免（ふれあい案内）	65
N H K 放送受信料の減免	65
携帯電話基本使用料等の割引	66
郵便物の減額	66
公共施設の利用料等の減免	67
駅自転車駐車場の減免	68

第 1 0 章 貸付制度・住まいの相談

貸付制度	69
生活福祉資金等貸付制度	69
緊急一時資金貸付制度	69
勤労者向け融資制度	69
住まいの相談	70
重度身体障害者居宅改善整備費補助	70
県営住宅への入居の優遇	70
県営住宅入居収入基準について	70

第 1 1 章 就労

障害者委託訓練	72
障害者職業能力開発校	72
職場適応訓練（短期）	72
障害者職業センター	73
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	73
埼葛北障害者就業・生活支援センター	74
久喜市障がい者就労支援センター	74

第 1 2 章 教育

幼児期の支援	75
ことばのグループ	75
にこにこひろば	75
学齢期の支援	75
特別支援学級	75
特別支援学校	76
知的障がい児の特別支援学校	76
肢体不自由児の特別支援学校	77
病弱児の特別支援学校	77

聴覚障がい児の特別支援学校	77
視覚障がい児の特別支援学校	78
就学奨励費の支給	78

第 1 3 章 各種支援

日常生活の支援・相談	79
緊急時通報システム	79
配食サービス	79
寝具乾燥消毒等サービス	79
訪問理容サービス	79
介護家族教室（言葉の教室）	79
高齢者インフルエンザ予防接種	79
高齢者肺炎球菌【定期】予防接種	79
健康等に関する相談	80
福祉なんでも相談事業	80
介護マーク配布	80
ヘルプマーク配布	80
久喜市おもちゃ図書館	80
在宅生活の充実	80
障がい児(者)生活サポート	80
家族介護用品支給	80
紙おむつの配付	80
紙おむつの給付	81
難聴児補聴器購入費助成事業	81
図書館郵送貸出しサービス	81
くき元気サービス（地域支え合いの仕組みづくり事業）	81
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	81
徘徊高齢者・障がい者探索システム	82
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール	82
ボランティアの派遣	82
行動範囲の拡大	82
福祉バスの提供	82
心身に障がいのある方の運転免許適性相談	82
福祉有償運送事業	82
駐車禁止適用除外	83
おもいやり駐車場制度	83
社会活動の援助	84

中途失聴者手話講習会	84
「彩の国だより」点字版・デージー版の発行及び配布	84
オストメイト社会適応訓練	84
郵便等による不在者投票	84
ほじょ犬の給付	84
福祉用具の貸出	84

参考資料編

埼玉県研修等施設	85
埼玉県障害者交流センター	85
埼玉県県民活動総合センター	85
埼玉県伊豆潮風館	85
サポート手帳	85
発達障がい児・者のための支援ガイド	86
久喜市児童通所支援施設一覧	86
聴覚障がい者福祉カード	86
障がい者に関するマーク	86
久喜市の主な公共機関等の連絡先	89
埼玉県関係機関一覧	90
緊急時（事件・事故）の連絡先	91
緊急時（火事・救急）の連絡先	91
久喜市の情報発信	92
メール配信サービス	92
電話応答サービス	92
公式SNS	92
公式動画チャンネル	92
テレ玉データ放送	93
緊急情報架電サービス	93
防災アプリ	93
デジタル障害者手帳ミライロID	93
身体障害者障害程度等級表	

障害福祉制度と介護保険制度

65歳以上(又は40歳～64歳までの下記の特定疾病者)で、障がいのある方の場合、介護保険制度のサービスと障害福祉制度のサービスにおいて共通するサービスについては、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。

ただし、介護保険制度にはないサービスを利用したい場合や、一定の条件を満たした場合などは、障害福祉制度のサービスを利用できることもありますので、詳細については各相談窓口にてお問い合わせください。

特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

=====**第1章 相談窓口**=====

市役所・総合支所（障がい福祉関係）

障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係では、障がいのある方のさまざまな相談に応じ、必要な支援や身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付、各種福祉サービスなどのご相談をお受けします。また、差別や虐待などの権利侵害の通報や相談もお受けします。お近くの担当窓口へご連絡ください。

久喜市役所 障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85-3 久喜市役所2階
TEL 22-1111 FAX 22-3319
E-mail: shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

菖蒲総合支所 菖蒲社会福祉係

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38 菖蒲総合支所1階
TEL 85-1111 FAX 85-6840
E-mail: shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

栗橋総合支所 栗橋社会福祉係

〒349-1192 久喜市間鎌251-1 栗橋総合支所1階
TEL 53-1111 FAX 52-6027
E-mail: shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

鷺宮総合支所 鷺宮社会福祉係

〒340-0295 久喜市鷺宮6-1-1 鷺宮総合支所1階
TEL 58-1111 FAX 58-7019
E-mail: shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

※毎週火・木曜日に、障がい者福祉課及び各総合支所社会福祉係にて遠隔手話通訳サービスをご利用いただけます。

配置時間 午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時までを除く)

各地区保健センター

健康に関する相談や健康教育、訪問指導、精神保健相談、予防接種の相談などが受けられます。

中央保健センター

〒346-0005 久喜市本町5-10-47
TEL 21-5354
FAX 21-5392
E-mail: chuo-hokencenter@city.kuki.lg.jp

栗橋保健センター

〒349-1192 久喜市間鎌251-1
TEL 52-5577
FAX 52-0123
E-mail: kurihashi-hokencenter@city.kuki.lg.jp

菖蒲保健センター

〒346-0105 久喜市菖蒲町新堀1
TEL 85-7021
FAX 85-7886
E-mail: shobu-hokencenter@city.kuki.lg.jp

鷺宮保健センター

〒340-0217 久喜市鷺宮6-1-2
TEL 58-8521
FAX 59-2441
E-mail: washinomiya-hokencenter@city.kuki.lg.jp

久喜市障がい者生活支援センター

地域の障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行い、指定事業者等との連携・調整等の便宜を総合的に調整します(36ページ参照)。

○主に身体・知的障がい者に関する相談

久喜市障がい者生活支援センター「きらら」

〒346-0011 久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内2階)

TEL 26-4866 FAX 26-4870 E-mail: kirara@keiwa.or.jp

時間 午前9時～午後6時(第4土曜・年末年始を除く)

○主に精神障がい者に関する相談

久喜市障がい者生活支援センター「ベルベール」

〒346-0003 久喜市久喜中央2-4-32 コバヤシビル A 棟102

TEL 25-2755 FAX 29-3885

時間 午前9時30分～午後5時30分(月曜・日曜・年末年始を除く)

久喜市社会福祉協議会

制度の狭間にある福祉課題をはじめ、様々な福祉ニーズに応えるため、多種多様な福祉サービスを行っています。それぞれの地域の特性を踏まえ、市民をはじめ、福祉・保健・医療などの関係機関及び団体、行政機関などの参加協力を得ながら、ともに考え、事業に取り組んでいます。

〒346-0011 久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内1階

TEL 23-2526 FAX 24-1761

E-mail: kukishakyou@kukishakyo.or.jp

埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障害者更生相談

車いすや義足などの補装具、更生医療の判定のほか、身体障がい者(18歳以上)の福祉についての相談や医学的診断・心理学的判定・職能的判定を行うとともに、必要な助言・援助を行っています。

【利用方法】

- ・ 更生相談の窓口は、市の障がい者福祉課及び各総合支所社会福祉係です。身体に障がいのある方で更生相談を希望される方は、まず窓口で相談してください。
- ・ いろいろな相談に対し、市の担当者(ケースワーカー)がご本人の障がいに合った援護やサービスを検討します。
- ・ 身体障害者更生相談所では、補装具の処方や適合判定を行うとともに、更生医療について、適当であるかを判定します。この場合、障がい者本人が来所する必要がある来所判定と、来所の必要がない書類判定があります。

知的障害者更生相談

18歳以上の知的障がい者の、医学的診断・心理学的判定・職能的判定を行うとともに、必要な助言・援助を行っています。

【利用方法】

- ・ 更生相談の窓口は、市の障がい者福祉課及び各総合支所社会福祉係です。知的障がいのある方やご家族が、更生相談を希望する場合は、まず、窓口で相談してください。
- ・ いろいろな相談に対し、市の担当者(ケースワーカー)がご本人の障がいに合った援護、サービス等の利用について検討します。
- ・ 知的障害者更生相談所では、知的障がいの程度の判定などを行います。この場合、障がい者本人、ご家族が来所する必要がある来所判定と、来所の必要がない書類判定があります。
- ・ 知的障がいの判定を受けると、療育手帳が交付されます。

地域支援

地域で生活する障がい者の生活圏の拡大や、自立への援助などを目的として、市町村職員、地域で障がい者の支援にあたる関係機関の職員等からの相談に応じたり、地域での研修会などを支援したりしています。また、障がいがある方やご家族からの電話、来所によるご相談や、相談スタッフがご家庭にうかがい、在宅生活のご相談に応じます。

ご希望の方は障がい者福祉課及び各総合支所社会福祉係にお申込みください。

対象者 埼玉県内在住の障がい者の方とそのご家族・関係者の方々

相談内容 ・住宅改修に関する相談 ・コミュニケーションに関する相談
・福祉用具に関する相談 ・高次脳機能障がいに関する相談

《窓口》 埼玉県総合リハビリテーションセンター

〒362-8567 上尾市西貝塚148-1

TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552

高次脳機能障害者支援センター

高次脳機能障害者支援充実のため、「総合相談窓口」において、高次脳機能障害者への専門的支援及び医療と福祉の一体的な支援を行っています。

《窓口》 高次脳機能障害者支援センター

〒362-8567 上尾市西貝塚148-1 埼玉県総合リハビリテーションセンター内

TEL 048-781-2236 FAX 048-725-5501

児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所など、それぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

《窓口》 中央児童相談所

〒362-0013 上尾市上尾村1242-1

TEL 048-775-4152 FAX 048-770-1055

保健所

健康に関する相談、子どもの心に関する相談、心の健康相談、難病に対する相談や支援を行っています。次の医療給付などの申請も受け付けています。

- 1 小児慢性特定疾病医療
- 2 指定難病医療
- 3 特定疾患医療
- 4 先天性血液凝固因子欠乏症等医療
- 5 肝炎医療
- 6 感染症医療

《窓口》 幸手保健所

〒340-0115 幸手市中1-16-4

TEL 42-1101 FAX 43-5158

埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防や治療及び精神障がい者の社会復帰訓練を総合的に行っています。

《窓口》 埼玉県立精神保健福祉センター

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2

TEL 048-723-3333 FAX 048-723-1550

※相談は、来所相談を原則としています。どなたでもご利用できますが、相談を希望する場合は、電話で予約してください。

埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日における緊急的な精神医療相談を、電話で受け付けています。相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

受付時間 月曜～金曜 午後5時～翌朝午前8時30分

土曜・日曜・祝日 午前8時30分～翌朝午前8時30分

※月曜～金曜の日中の時間帯(午前8時30分～午後5時)の精神科救急医療に関する相談については、各保健所にご相談ください。

《窓口》 埼玉県精神科救急情報センター(埼玉県立精神保健福祉センター内)

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2

TEL 048-723-8699

権利擁護相談

認知症高齢者や障がいのある方が、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、ご本人やそのご家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して、専任の生活相談員や弁護士、司法書士が専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援します。

生活相談	月曜～金曜	午前9時～午後4時	} (ただし土曜・日曜・祝日 ・年末年始を除く)
法律相談	毎週水曜・金曜	午後1時～午後2時30分※要予約	

《窓口》 権利擁護センター(埼玉県社会福祉協議会内)

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

相談専用電話番号 TEL 048-822-1204/048-822-1240

FAX 048-822-1406

福祉サービス苦情相談

利用者と事業所との話し合いで解決ができなかったり、事業所に伝えにくい苦情や不満などについて相談を受け、助言、調査、あっせんなどを行い、解決に向けて支援します。

相談日 月曜～金曜 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

《窓口》 埼玉県運営適正化委員会(埼玉県社会福祉協議会内)

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階

TEL 048-822-1243 FAX 048-822-1406

ボランティア活動

ボランティアに関する相談、派遣調整、登録や情報提供をはじめ、ボランティア養成のための各種講座の実施、ボランティア活動保険加入手続き、ボランティア活動が初めての方や活動のきっかけづくりとして、ボランティア体験プログラムの実施など様々な支援を行っています。

《窓口(市内)》	久喜市社会福祉協議会	TEL 23-2526	FAX 24-1761
	菖蒲支所	TEL 85-8131	FAX 85-8808
	栗橋支所	TEL 52-7835	FAX 52-7804
	鷲宮支所	TEL 58-9131	FAX 58-7200

《窓口(県内)》 埼玉県ボランティア・市民活動センター(埼玉県社会福祉協議会内)
 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
 TEL 048-822-1435 FAX 048-822-3078
 彩の国市民活動サポートセンター(埼玉県県民活動総合センター内)
 〒362-0812 北足立郡伊奈町内宿台6-26
 TEL 048-728-7116 FAX 048-729-5091

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

障がい者又は家族からの相談に応じてアドバイスをしたり、関係機関と協力して解決にあたりたりしています。生活上の困りごとから福祉サービスについてまで、どのような内容でもご相談ください。

○身体障がい者相談員

氏名	住所	TEL
赤池 勝夫	久喜市栗原	090-3209-0352
鈴木 とみ子	久喜市南	23-2677
藤村 とき子	久喜市青葉	22-9615
押田 憲一郎	久喜市菖蒲町菖蒲	090-3400-4612
秋山 常雄	久喜市栗橋東	090-9135-5464
佐藤 民男	久喜市鷲宮	58-2508
小澤 桂三	久喜市八甫	080-5444-0623

○知的障がい者相談員

氏名	住所	TEL
原 由美	久喜市菖蒲町小林	85-1442
渡邊 千鶴子	久喜市栗橋東	52-3725
中島 幸子	久喜市西大輪	58-1812

聴覚障がい者相談員

相談員が、聴覚障がい者等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたります。

《窓口》 埼玉聴覚障害者情報センター
 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館2階
 TEL 048-814-3353 FAX 048-814-3355

消費生活相談

商品やサービスの質、契約トラブルについての苦情や相談を受け、トラブル解決のための助言を行っています。

《窓口》 埼玉県消費生活支援センター熊谷

〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎3階

TEL 048-524-0999

受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

久喜市消費生活センター

〒346-8501 久喜市下早見85-3 久喜市役所3階

TEL 22-3925

相談時間 午前10時～午後4時(正午から午後1時までを除く)(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

受付時間 午前10時～午後3時30分(正午から午後1時までを除く)(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※原則として、電話相談となります。

障がい者団体

各障がい者団体の連絡先は、障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係までお問い合わせください。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

身体障がい者結婚相談員

結婚を希望する身体障がい者に対して、相談・紹介を行うとともに相互交流の集いを開催しています。来所の前に必ず電話連絡(予約)をしてください。

費用 無料

相談日 月曜、水曜、金曜 午前10時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)

《窓口》 埼玉県身体障害者福祉協会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

TEL 048-822-5333 FAX 048-831-6442

障害者虐待防止法について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、虐待を受けている障がい者本人だけではなく、虐待をしてしまう家族など養護者への支援や、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。

市においても、障がい者福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置し、地域の関係機関との連携を図りながら、障がい者虐待・権利侵害の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための支援体制を整備します。

1 対象となる障がい者

身体・知的・精神障がい者(発達障がいを含む)や、その他の心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方。

2 障がい者虐待とは

(1) 養護者による虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人等による虐待

(2) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

(3) 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業所などによる虐待

3 障がい者虐待の例

身体的虐待	暴行、拘束など
性的虐待	わいせつな行為の強要など
心理的虐待	暴言、差別的な言動など
放棄・放任(ネグレクト)	食事などの世話をしない、長時間の放置など
経済的虐待	財産や年金などを勝手に使うことなど

4 相談・連絡先

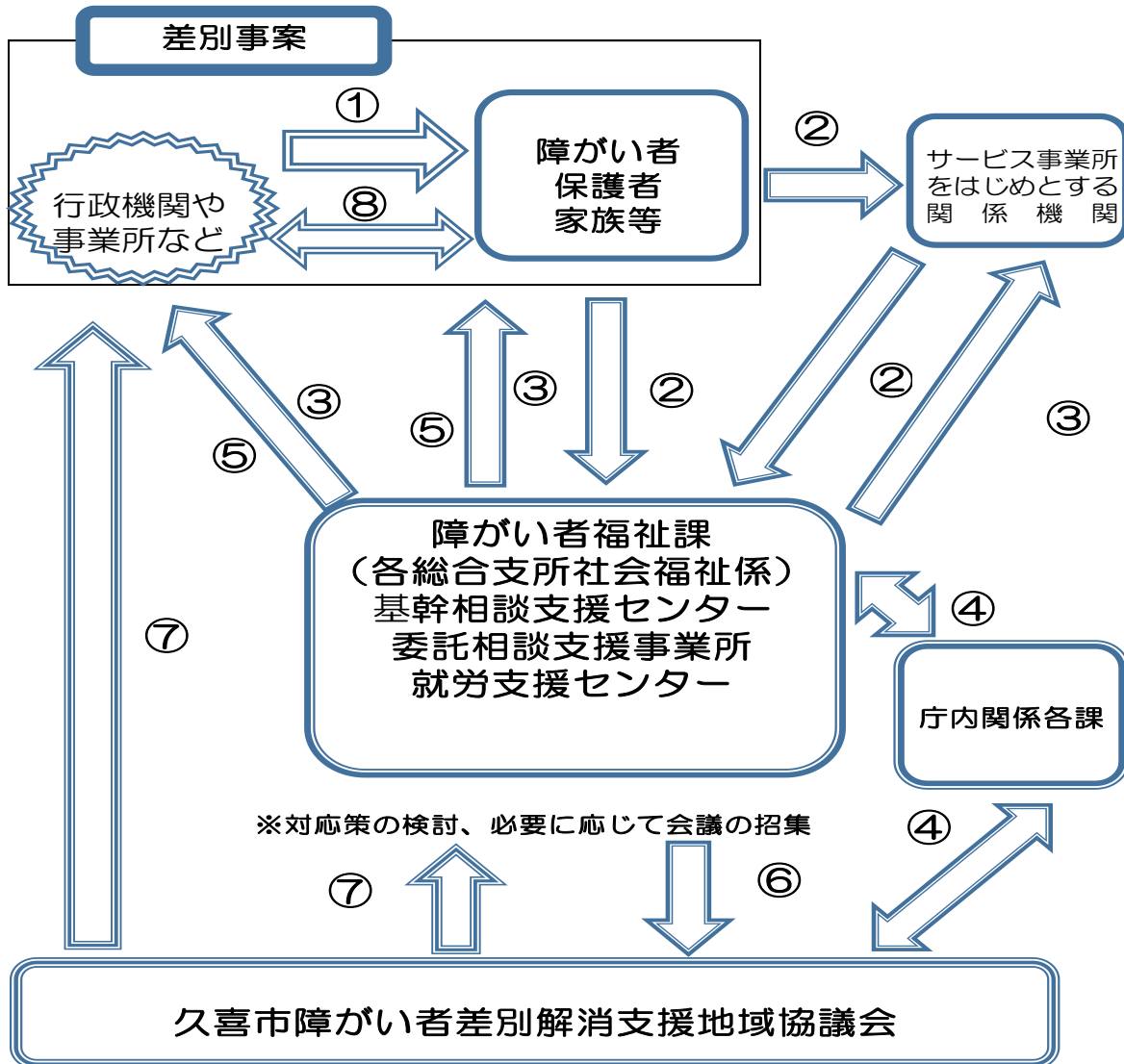
障がい者の方への虐待に関する相談や、虐待を受けたと思われる障がい者を見かけましたら、埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」(24時間365日受付)又は障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係まで、ご相談又はご連絡をお願いします。

なお、障がい者が生命の危険にさらされるような虐待を受けているのを見つけたときは、すぐに最寄りの警察署又は「110番」へ通報してください。(平日夜間及び休日については、市役所又は各総合支所警備室で電話を受付け、担当者を通じて警察に連絡します)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

障害者差別解消法について

「障害者差別解消法」では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったらご相談ください。



- ① 事案の発生
- ② 相談(市へ直接、関係機関経由の間接的なケース)
- ③ 事実確認・聞き取り
- ④ 事案、対抗方針の情報共有
- ⑤ 相互理解に向かう対応策の提案
- ⑥ 調査結果及び対応方針報告
- ⑦ 検証、評価、提案。⑤で理解を得られない場合、相互理解に向かう対応策の提案
- ⑧ 建設的対話

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

===== 第 2 章 障害者手帳 =====

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいがあり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障がいに該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

対象となる障がい

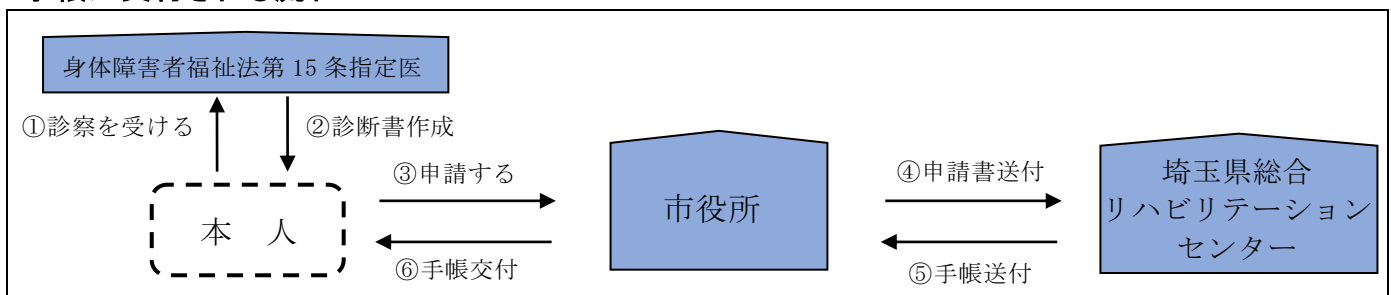
手帳	障害区分	等級
身体 障害者 手帳	視覚障害	1～6級
	聴覚障害	2～4・6級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級
	肢体不自由	1～6級
	内部	心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸
肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級

※ 身体障害者手帳に記載のある「第1種・第2種」については、旅客運賃の割引等に適用されるものです(60 ページ参照)。

申請に必要なもの

- (1) 診断書(所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの。診断書は、障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係にあります。)
- (2) 手帳申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類

手帳が交付される流れ



手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ・住所、氏名が変わったとき..... 手帳
- ・手帳をなくしたとき..... お持ちいただくものではありません
- ・手帳を破損したとき..... 破損した手帳
- ・障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じたとき..... 手帳、診断書
- ・再判定を受けるとき..... 手帳、診断書
- ・障がいの程度が該当しなくなったとき..... 手帳
- ・本人が亡くなったとき..... 手帳

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

療育手帳

療育手帳は、知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

対象となる障がい

児童相談所(18歳未満の方)又は埼玉県総合リハビリテーションセンター(18歳以上の方)において、心身の発達、日常生活、行動、知的能力、社会性などを医学的・心理学的に診断し、知的障がいと判定されるもの。

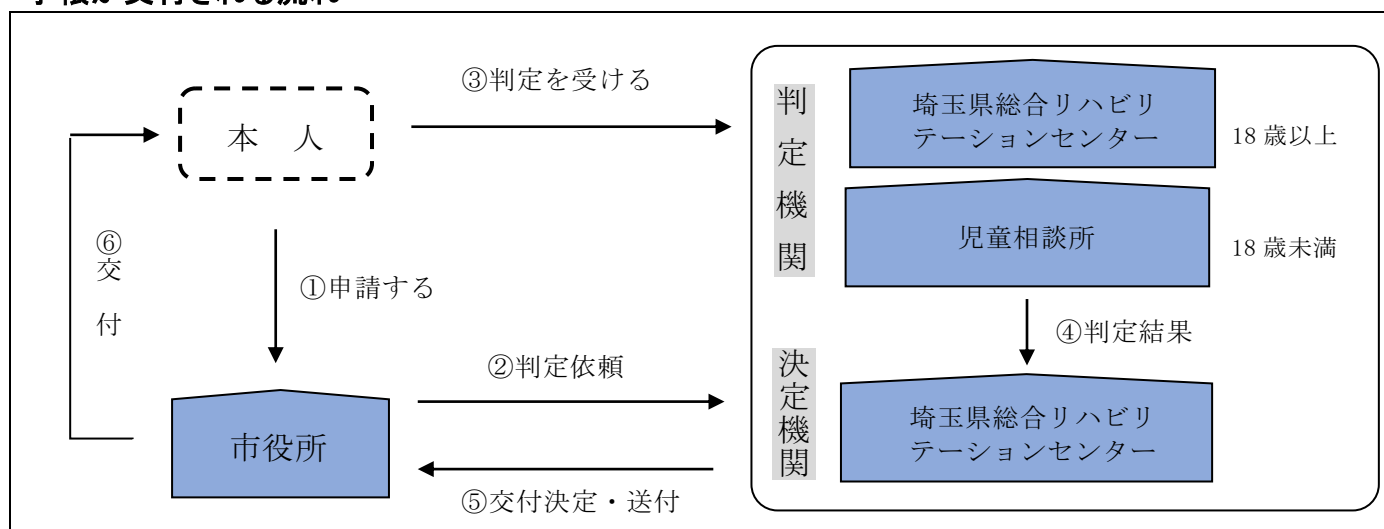
手帳区分	①	A	B	C
障がいの程度 (IQ)	最重度 (おおむね20以下)	重度 (おおむね21～35)	中度 (おおむね36～50)	軽度 (おおむね51～70)

※ 療育手帳に記載のある「第1種・第2種」については、旅客運賃の割引等に適用されるものです(60 ページ参照)。

申請に必要なもの

- (1) 母子手帳等の本人の生育歴に関するもの
- (2) 手帳申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類

手帳が交付される流れ



手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ・住所、氏名が変わったとき..... 手帳
- ・手帳をなくしたとき..... お持ちいただくものではありません
- ・手帳を破損したとき..... 破損した手帳
- ・障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じたとき..... 手帳
- ・再判定を受けるとき..... 手帳
- ・障がいの程度が該当しなくなったとき..... 手帳
- ・本人が亡くなったとき..... 手帳

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のある方の中で、精神障がいのために、長期にわたって、日常生活又は社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得すると、各種福祉サービスが受けられます。

対象となる障がい

手帳	疾患名	等級
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症 気分(感情)障害 非定型精神病 てんかん 中毒性精神病 器質性精神障害 発達障害 その他の精神疾患	1～3級

※ 初診から6ヶ月を経過しないと申請できません。

※ 手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新の手続きが必要です。更新の手続きは、手帳の有効期限の3ヶ月前からできます。

申請に必要なもの

(1) 次のア、イのいずれか

ア 診断書(所定の様式は、障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係にあります)

イ 年金証書(精神障がいを支給事由とする年金)の写し又は直近の年金振込(支払)通知書の写し

(2) 手帳申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

- ・住所、氏名が変わったとき..... 手帳
- ・手帳をなくしたとき..... お持ちいただくものではありません
- ・手帳を破損したとき..... 破損した手帳
- ・再判定又は等級変更を受けるとき..... 手帳、診断書又は年金証書の写し
- ・障がいの程度が該当しなくなったとき..... 手帳
- ・本人が亡くなったとき..... 手帳

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

=====**第3章 医療費助成制度**=====

重度心身障害者医療費

- 対象者** ・身体障害者手帳1～3級の方
・療育手帳④～Bの方
・精神障害者保健福祉手帳1級の方
・65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方
※上記の要件に該当する障害者手帳の交付を初めて受けたときの年齢が65歳以上の場合は対象外となります。
- 所得制限** 本人の所得が所得制限の対象になります。
※所得制限基準 3,604,000円(扶養親族等がない場合)
・扶養親族1人につき38万円を加算
・扶養親族が同一生計配偶者(70歳以上)又は老人扶養親族の場合は、さらに1人につき10万円を加算
・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)又は控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)の場合は、さらに1人につき25万円を加算
- 助成内容** 各種医療保険制度による医療費の一部負担金、入院時食事療養標準負担額の2分の1、生活療養標準負担額のうち食事療養標準負担額相当額(食材料費)の2分の1を助成します。

- ※ 受給者が加入する健康保険組合から、高額療養費や附加給付等の給付がある場合、又は他の公費等により受けた医療に対し給付がある場合は、それらの給付を控除した額を助成します。
- ※ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で、国民健康保険又は社会保険に加入している方の精神科病床への入院に関わる医療費及び食事代の一部負担金は助成対象外です。
- ※ 差額室料、おむつ代、リース代、文書料、予防接種代、容器代等保険外の費用については、助成対象外です。

《窓口》 各市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

後期高齢者医療の障がい認定について

後期高齢者医療制度は75歳から適用になりますが、次に掲げる方については、申請により65歳から適用になります。

- 対象者**
- ・国民年金法施行令別表に定める1、2級に該当する方
 - ・身体障害者手帳1級～3級、4級の一部(音声・言語機能障害、下肢障害の1、3、4号)の方
 - ・療育手帳 ㊤、Aの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

《窓口》	久喜市役所	国民健康保険課	TEL 22-1111	FAX 22-3319
	菖蒲総合支所	菖蒲市民係(総合窓口)	TEL 85-1111	
	栗橋総合支所	栗橋市民係(総合窓口)	TEL 53-1111	
	鷲宮総合支所	鷲宮市民係(総合窓口)	TEL 58-1111	



小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等のご家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

対象者 (以下の要件の全てを満たすこと)

- ・小児慢性特定疾病にかかっている児童
(各対象疾病に対象基準が定められており、その基準に基づき審査が行われます)
- ・新規申請は、埼玉県内(さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く)に住所を有する18歳未満の児童。ただし、医療受給者証をお持ちの方で18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続手続きを行うことにより、20歳未満まで延長することができます。
- ・原則として何らかの医療保険に加入している児童。「生活保護」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付」を受けている場合も対象となります。

小児慢性特定疾病医療の対象疾病

	対象疾患群	疾病の例示
01	悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍など
02	慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症 など
03	慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄、気管支喘息 など
04	慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症 など
05	内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病 など
06	膠原病	若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデス など
07	糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病 など
08	先天性代謝異常	糖原病I型、フェニルケトン尿症 など
09	血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血 など
10	免疫疾患	後天性免疫不全症候群 など
11	神経・筋疾患	ウェスト症候群、結節性硬化症 など
12	慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症、アラジール症候群 など
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、ダウン症候群、マルファン症候群 など
14	皮膚疾患	眼皮膚白皮症、レックリングハウゼン病(神経線維腫症I型) など
15	骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症 など
16	脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形、原発性リンパ浮腫 など

《窓口》 幸手保健所(4ページ参照)

指定難病に係る医療給付制度

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といい、現在338疾病が指定されています。

指定難病は、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に指定難病に係る医療費の一部を助成しています。

対象者 (以下の要件の全てを満たすこと)

- ・指定難病に罹患している(疾患ごとの認定基準を満たす必要があります)
- ・埼玉県内に住所がある(さいたま市を除く。)

認定基準

支給認定申請をされた方のうち、次の1又は2のいずれかを満たしている方が支給認定の対象となります。

1 指定難病にかかっており、病状の程度が医学的審査の基準を満たしている場合

2 軽症者特例に該当する(※ 次の①、②ともに該当する)場合

- ① 指定難病にかかっているが、病状の程度が医学的審査の基準を満たさない。
- ② 医療費を考慮する期間において指定難病に係る医療費総額が 33,330 円(自己負担額ではありません)を超える月が3回以上ある。

指定難病一覧

令和4年4月1日現在

1	球脊髄性筋萎縮症	19	ライゾゾーム病
2	筋萎縮性側索硬化症	20	副腎白質ジストロフィー
3	脊髄性筋萎縮症	21	ミトコンドリア病
4	原発性側索硬化症	22	もやもや病
5	進行性核上性麻痺	23	プリオン病
6	パーキンソン病	24	亜急性硬化性全脳炎
7	大脳皮質基底核変性症	25	進行性多巣性白質脳症
8	ハンチントン病	26	HTLV-1 関連脊髄症
9	神経有棘赤血球症	27	特発性基底核石灰化症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	28	全身性アミロイドーシス
11	重症筋無力症	29	ウルリッヒ病
12	先天性筋無力症候群	30	遠位型ミオパチー
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	31	ベスレムミオパチー
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	32	自己食空胞性ミオパチー
15	封入体筋炎	33	シュワルツ・ヤンペル症候群
16	クロウ・深瀬症候群	34	神経線維腫症
17	多系統萎縮症	35	天疱瘡
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	36	表皮水疱症

37	膿疱性乾癬(汎発型)	78	下垂体前葉機能低下症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
39	中毒性表皮壊死症	80	甲状腺ホルモン不応症
40	高安動脈炎	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
41	巨細胞性動脈炎	82	先天性副腎低形成症
42	結節性多発動脈炎	83	アジソン病
43	顕微鏡的多発血管炎	84	サルコイドーシス
44	多発血管炎性肉芽腫症	85	特発性間質性肺炎
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	86	肺動脈性肺高血圧症
46	悪性関節リウマチ	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
47	バージャー病	88	慢性血栓性肺高血圧症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	89	リンパ脈管筋腫症
49	全身性エリテマトーデス	90	網膜色素変性症
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	91	バッド・キアリ症候群
51	全身性強皮症	92	特発性門脈圧亢進症
52	混合性結合組織病	93	原発性胆汁性胆管炎
53	シェーグレン症候群	94	原発性硬化性胆管炎
54	成人スチル病	95	自己免疫性肝炎
55	再発性多発軟骨炎	96	クローン病
56	ベーチェット病	97	潰瘍性大腸炎
57	特発性拡張型心筋症	98	好酸球性消化管疾患
58	肥大型心筋症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
59	拘束型心筋症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
60	再生不良性貧血	101	腸管神経節細胞僅少症
61	自己免疫性溶血性貧血	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	103	CFC症候群
63	特発性血小板減少性紫斑病	104	コステロ症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	105	チャージ症候群
65	原発性免疫不全症候群	106	クリオピリン関連周期熱症候群
66	IgA腎症	107	若年性特発性関節炎
67	多発性嚢胞腎	108	TNF受容体関連周期性症候群
68	黄色靭帯骨化症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
69	後縦靭帯骨化症	110	ブラウ症候群
70	広範脊柱管狭窄症	111	先天性ミオパチー
71	特発性大腿骨頭壊死症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
72	下垂体性ADH分泌異常症	113	筋ジストロフィー
73	下垂体性TSH分泌亢進症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
74	下垂体性PRL分泌亢進症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
75	クッシング病	116	アトピー性脊髄炎
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	117	脊髄空洞症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	118	脊髄髄膜瘤

119	アイザックス症候群	158	結節性硬化症
120	遺伝性ジストニア	159	色素性乾皮症
121	神経フェリチン症	160	先天性魚鱗癬
122	脳表ヘモジデリン沈着症	161	家族性良性慢性天疱瘡
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	163	特発性後天性全身性無汗症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	164	眼皮膚白皮症
126	ペリー症候群	165	肥厚性皮膚骨膜炎
127	前頭側頭葉変性症	166	弾性線維性仮性黄色腫
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	167	マルファン症候群
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	168	エーラス・ダンロス症候群
130	先天性無痛無汗症	169	メンケス病
131	アレキサンダー病	170	オクシピタル・ホーン症候群
132	先天性核上性球麻痺	171	ウィルソン病
133	メビウス症候群	172	低ホスファターゼ症
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	173	VATER症候群
135	アイカルディ症候群	174	那須・ハコラ病
136	片側巨脳症	175	ウィーバー症候群
137	限局性皮質異形成	176	コフィン・ローリー症候群
138	神経細胞移動異常症	177	ジュベール症候群関連疾患
139	先天性大脳白質形成不全症	178	モワット・ウィルソン症候群
140	ドラベ症候群	179	ウィリアムズ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	180	ATR-X症候群
142	ミオクロニー欠伸てんかん	181	クルーゾン症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	182	アペール症候群
144	レノックス・ガストー症候群	183	ファイファー症候群
145	ウエスト症候群	184	アントレー・ビクスラー症候群
146	大田原症候群	185	コフィン・シリズ症候群
147	早期ミオクロニー脳症	186	ロスムンド・トムソン症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	187	歌舞伎症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	188	多脾症候群
150	環状 20 番染色体症候群	189	無脾症候群
151	ラスムッセン脳炎	190	鰓耳腎症候群
152	PCDH19 関連症候群	191	ウェルナー症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	192	コケイン症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	193	プラダー・ウィリ症候群
155	ランドウ・クレフナー症候群	194	ソトス症候群
156	レット症候群	195	ヌーナン症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群	196	ヤング・シンプソン症候群

197	1p36 欠失症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
198	4p欠失症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
199	5p欠失症候群	239	ビタミンD依存症くる病／骨軟化症
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	240	フェニルケトン尿症
201	アンジェルマン症候群	241	高チロシン血症1型
202	スミス・マギニス症候群	242	高チロシン血症2型
203	22q11.2 欠失症候群	243	高チロシン血症3型
204	エマヌエル症候群	244	メープルシロップ尿症
205	脆弱X症候群関連疾患	245	プロピオン酸血症
206	脆弱X症候群	246	メチルマロン酸血症
207	総動脈幹遺残症	247	イソ吉草酸血症
208	修正大血管転位症	248	グルコーストランスポーター1欠損症
209	完全大血管転位症	249	グルタル酸血症1型
210	単心室症	250	グルタル酸血症2型
211	左心低形成症候群	251	尿素サイクル異常症
212	三尖弁閉鎖症	252	リジン尿性蛋白不耐症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	253	先天性葉酸吸収不全
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	254	ポルフィリン症
215	ファロー四徴症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
216	両大血管右室起始症	256	筋型糖原病
217	エプスタイン病	257	肝型糖原病
218	アルポート症候群	258	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
219	ギャロウェイ・モワト症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
220	急速進行性糸球体腎炎	260	シトステロール血症
221	抗糸球体基底膜腎炎	261	タンジール病
222	一次性ネフローゼ症候群	262	原発性高カイトロミクロン血症
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	263	脳腱黄色腫症
224	紫斑病性腎炎	264	無βリポタンパク血症
225	先天性腎性尿崩症	265	脂肪萎縮症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	266	家族性地中海熱
227	オスラー病	267	高IgD症候群
228	閉塞性細気管支炎	268	中條・西村症候群
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
230	肺胞低換気症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	271	強直性脊椎炎
232	カーニー複合	272	進行性骨化性線維異形成症
233	ウォルフラム症候群	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	274	骨形成不全症
235	副甲状腺機能低下症	275	タナトフォリック骨異形成症
236	偽性副甲状腺機能低下症	276	軟骨無形成症

277	リンパ管腫症／ゴーム病	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B 関連腎症
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	316	カルニチン回路異常症
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	317	三頭酵素欠損症
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	318	シトリン欠損症
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
282	先天性赤血球形成異常性貧血	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI)欠損症
283	後天性赤芽球癆	321	非ケトーシス型高グリシン血症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
285	ファンconi貧血	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	324	メチルグルタコン酸尿症
287	エプスタイン症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	326	大理石骨病
289	クロンカイト・カナダ症候群	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限 る。)
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	328	前眼部形成異常
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	329	無虹彩症
292	総排泄腔外反症	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
293	総排泄腔遺残	331	特発性多中心性キャッスルマン病
294	先天性横隔膜ヘルニア	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
295	乳幼児肝巨大血管腫	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
296	胆道閉鎖症	334	脳クレアチン欠乏症候群
297	アラジール症候群	335	ネフロン癆
298	遺伝性膵炎	336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)
299	嚢胞性線維症	337	ホモシスチン尿症
300	IgG4 関連疾患	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
301	黄斑ジストロフィー		
302	レーベル遺伝性視神経症		
303	アッシュャー症候群		
304	若年発症型両側性感音難聴		
305	遅発性内リンパ水腫		
306	好酸球性副鼻腔炎		
307	カナバン病		
308	進行性白質脳症		
309	進行性ミオクローヌスてんかん		
310	先天異常症候群		
311	先天性三尖弁狭窄症		
312	先天性僧帽弁狭窄症		
313	先天性肺静脈狭窄症		
314	左肺動脈右肺動脈起始症		

《窓口》 幸手保健所(4ページ参照)

特定疾患等医療給付制度

対象となる疾患の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を県が公費負担することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費負担軽減を図るものです。

- 対象者** (以下の要件の全てを満たすこと。ただし、他の医療給付制度で給付を受けている方は、原則としてこの制度の対象となりません。)
- ・対象となる疾患にかかっているかた(疾患ごとの認定基準を満たす必要があります)
 - ・埼玉県内に住所がある方
 - ・国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している方
 - ・提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用されることに同意している方

対象疾患

特定疾患	県単独指定難病
<ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。) <u>平成27年1月1日以降、次の2疾患は新規申請受付を行っていません。(継続申請受付のみ)</u> ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎 ・重症急性膵炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本病 ・特発性好酸球增多症候群(好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球副鼻腔炎を除く。) ・原発性慢性骨髓線維症 ・溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。)

《窓口》 幸手保健所(4ページ参照)

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

この制度は、指定疾患に係る医療費等の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、指定疾患に関する医療の確立、普及を促進するとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする制度です。認定を受けた疾患及び当該疾患に付随して発現する傷病に関する治療をした場合、受給者証有効期間内の保険診療による自己負担分は全額助成されます。

- 対象者** (以下の要件の全てを満たすこと。ただし、法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療給付を受けているかた《血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者のかたを除く》は、この制度の対象となりません。)
- ・対象の疾患にり患しており、原則として20歳以上のかた(20歳未満のかたは小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となります。ただし、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者のかたは20歳未満であっても対象となります。)
 - ・埼玉県内に住所があるかた
 - ・国民健康保険等、何らかの公的医療保険に加入しているかた

対象疾患

1 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症	7 第Ⅹ因子(スチュアートプラウア因子)欠乏症
2 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症	8 第Ⅺ因子(PTA)欠乏症
3 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	9 第Ⅻ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
4 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症	10 第ⅫⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
5 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)	11 von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病
6 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)	12 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

《窓口》 幸手保健所(4ページ参照)

自立支援医療(更生医療)

対象は永続する障がいそのものであり、疾病や外傷の治療を目的とした一般医療とは一線を画すもので、身体障がい者に、日常生活能力や職業能力等を回復・獲得していただくために行う医療です。

また、適用範囲は身体障害者手帳に記載されている障がい内容と因果関係があり、障がいの除去又は軽減が見込まれるものに限定されます。

対象者 18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

内容 生活上便宜を増やすために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を、指定自立支援医療機関で受けられます。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。

(角膜手術、関節形成手術、血液透析療法、じん臓移植手術、心臓手術等)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

自立支援医療(育成医療)

対象者 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、内臓(心臓・腎臓・小腸・肝臓等)、免疫機能の障がいや肢体不自由が永続的にある18歳未満の児童

内容 現在、身体に障がいがある又は現に疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障がいが残ると認められるお子さんと、手術等の外科的な治療等により確実な治療効果が期待できると認められる場合に、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

ただし、医療の給付は指定自立支援医療機関での治療に限られます。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。

《窓口》 久喜市役所 子ども未来課 TEL 22-1111 FAX 22-3319
菖蒲総合支所 菖蒲児童福祉係 TEL 85-1111 FAX 85-6840
栗橋総合支所 栗橋児童福祉係 TEL 53-1111 FAX 52-6027
鷺宮総合支所 鷺宮児童福祉係 TEL 58-1111 FAX 58-2020

自立支援医療（精神通院医療）

対象者 統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療が必要な方
内容 精神疾患により、通院による継続した治療を受ける場合の医療費の自己負担額を軽減する制度です。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。利用できる医療機関は、指定自立支援医療機関（病院・診療所・薬局・デイケア・訪問看護等）に限られます。

申請に必要なもの

- (1) 医師の意見書(所定の様式)※1、2
- (2) 健康保険証
- (3) 申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類

※1 手帳と同時申請の場合は精神障害者保健福祉手帳用の診断書で申請ができます。
※2 再認定申請の方は、医師の意見書の提出が2年に1度必要です。受給者証の有効期間は1年間のため、再認定申請手続きは毎年必要となりますのでご注意ください。再認定申請は有効期間の終了する3ヶ月前から手続きを行うことができます。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

心身障がい者(児)歯科診療

対象者 障がい者(児)、在宅高齢者
内容 障がい者(児)、在宅高齢者の方でも歯科保健医療サービスが受けられるよう、埼玉県歯科医師会の協力のもと、障がい者歯科相談医制度を設けています。
また、専門的な治療等が受けられる施設として、県内5か所に県立施設障害者歯科診療所を設置しています。さらに、埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターでも治療等を行っています。

〔県立施設障害者歯科診療所〕(近隣のみ掲載)

・埼玉県総合リハビリテーションセンター

〒362-8567 上尾市西貝塚148-1

TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552

・埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所

〒340-0001 草加市柿木町1215-1

TEL 048-932-1312(歯科直通) FAX 048-932-1311

・埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所

〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-60

TEL 048-466-1434(歯科直通) FAX 048-467-4127

・(社)埼玉県歯科医師会口腔保健センター

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-835-3210 FAX 048-835-3220

〔市内の主な障がい者歯科相談医〕

関根 歯科 医院	久喜市久喜中央3-9-44	TEL 21-0067
冨田 歯科 医院	久喜市久喜北1-10-12	TEL 23-8841
市役所通り歯科医院	久喜市下早見249-35	TEL 24-3718
あまがい歯科医院	久喜市北青柳1011-1	TEL 21-8811
とし 歯科 医院	久喜市河原代732-1	TEL 52-6410
大塚 歯科 医院	久喜市葛梅1-17-1	TEL 59-0114
歯科 小林 医院	久喜市栗橋東1-7-13	TEL 52-2275

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

歯科医院への通院が困難な方の相談

病気や障がいがあるために歯科医院への通院が困難な方のための歯科相談窓口を設けています。歯や口腔のことでお困りの方は、下記相談窓口において相談ができます。

《窓口》 埼葛地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点(一般社団法人 埼玉県歯科医師会)

TEL 080-1225-8020

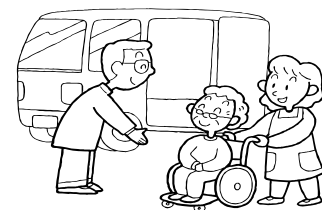
午前10時～午後3時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



訪問看護

かかりつけの医師の診察に基づき、指示を受けて看護師が自宅を訪問し、在宅において療養生活を送れるように、またご家族の負担が少しでも軽減できるように、医療的ケアを中心に様々な援助を行います。ただし、利用の際には、医師の指示書が必要です。

- 対象者** ・病気やけがなどで、家庭において寝たきりの方や看護が必要な方
・かかりつけの医師が訪問看護を必要と認める方
- 内容** ・健康状況の観察と助言(血圧・体温等のチェック)
・日常生活の援助(食事・排泄等の介助、床ずれ予防のケアなど)
・在宅リハビリテーション(体位交換、日常生活用具の利用相談など)
・検査、治療促進のための看護(床ずれの処置、カテーテルの管理など)
・介護者の相談(健康管理と精神的支援、各種サービスの相談等)
- 費用** 保険割合(医療費と同じ扱い)
時間延長や基本時間外利用の場合に加算があります。



《窓口》

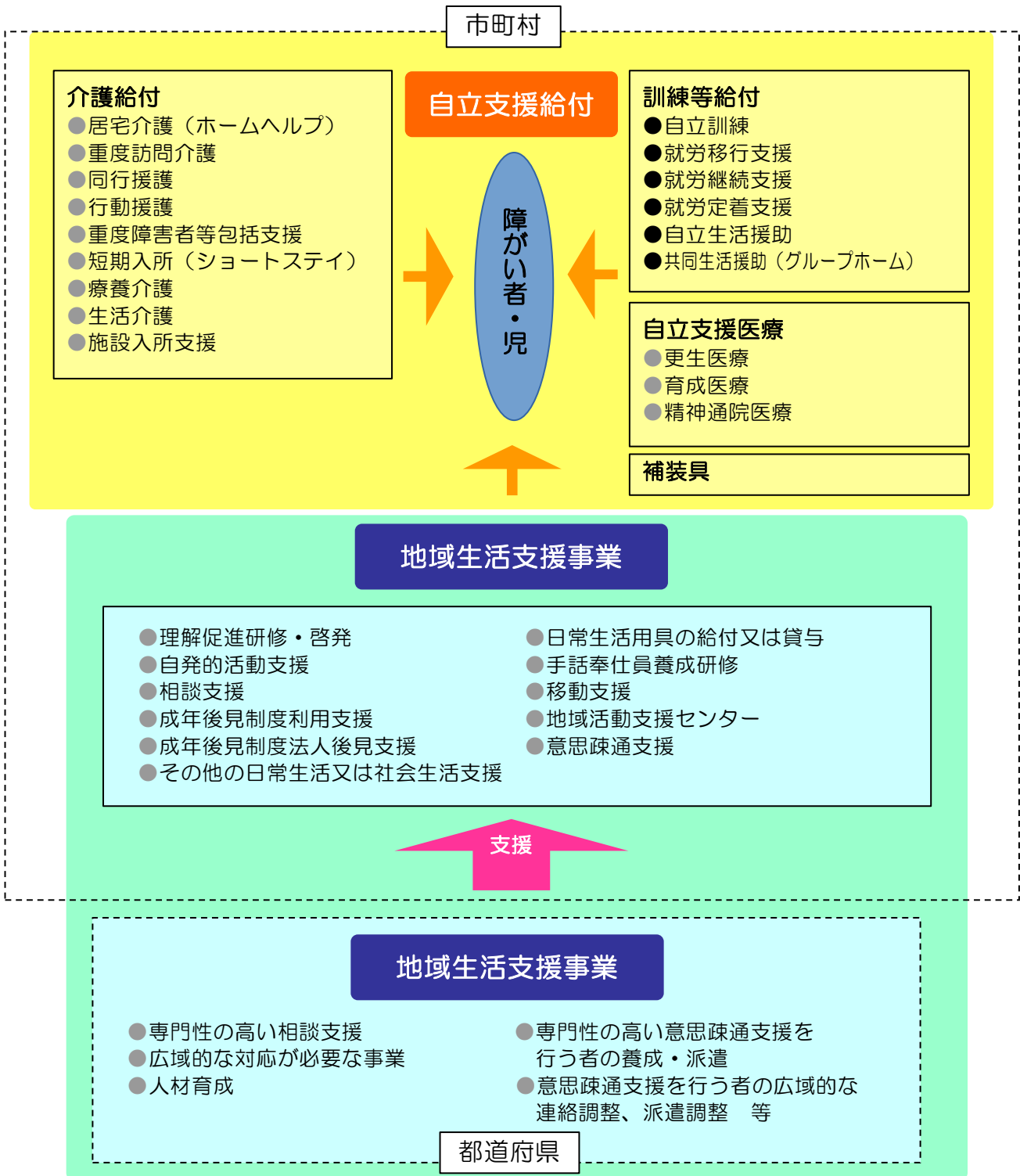
- ・久喜市医師会訪問看護ステーション よろこび
久喜市本町5-3-19 TEL 44-8714 FAX 23-8388
- ・訪問看護ステーション コスモス
久喜市桜田2-1-2 TEL 57-1500 FAX 57-1511
- ・よすが訪問看護ステーション
久喜市南2-7-14 TEL 22-7163 FAX 22-7475
- ・わしのみや訪問看護ステーション
久喜市鷲宮6-24-18 TEL 59-6277 FAX 57-4355
- ・リハビリ看護センターフロンティア
久喜市栗原4-1-17 TEL 22-8139 FAX 22-8784
- ・訪問看護ステーションALWAYS久喜
久喜市久喜中央3-9-38-15 TEL 23-3377
- ・訪問看護ステーションハートステーション
久喜市北青柳1518-4 TEL 080-1377-7586 FAX 23-6679
- ・訪問看護ステーションあやめ久喜
久喜市鷲宮4丁目20-18 TEL 57-3600 FAX 59-0830
- ・訪問看護ステーション周(あまね)
久喜市吉羽1-38-16 TEL 070-1276-8305 FAX 37-7808
- ・訪問看護ステーション心支
久喜市吉羽3-27-13 ガーデンハウス 2-101 TEL 29-3502 FAX 29-3511

=====**第4章 障害者総合支援法のサービス**=====

障害者総合支援法のサービス

障がい者がその能力と適性に応じ自立した生活が送れるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」によるサービスを実施します。

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



障害福祉サービス等の内容

サービスの種類		サービス内容	対象者	
種類	サービスの名称			
介護給付	居宅への訪問や通所利用するサービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>自宅での入浴や排せつ、食事の介護などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護(食事、排せつ、入浴など) ・家事援助(食事の準備、掃除、洗濯、買い物など) ・通院等介助(身体介護有・身体介護無) ・通院等乗降介助 	在宅障がい者(児)
		重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。</p>	区分4以上で一定の条件を満たす方
		同行援護	<p>外出時における支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な、移動の援護及び視覚的情報の支援(代筆・代読を含む) ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助 	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方
		行動援護	<p>自己判断等が制限されている方が行動するときに必要な外出支援を行います(危険回避や社会的に問題のある行為の制止、発作への対応などを含む)。</p>	区分3以上で一定の要件を満たす知的障がい者(児)、精神障がい者(児)
		重度障害者等包括支援	<p>常に介護が必要な方の中でも、介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います(家事援助や入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の援助等が含まれます)。</p>	<p>区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴う方であって、以下のいずれかの条件を満たす方</p> <p>①四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態で(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(児)、(イ)最重度知的障がい者(児)</p> <p>②80項目の認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方</p>
		短期入所 (ショートステイ)	<p>自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設に入所できます。</p>	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)
支援するサービスを	施設等で昼間の活動を	療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする方に、長期の入院により、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。</p>	区分5以上で筋ジストロフィー患者若しくは重度心身障がい者、又は区分6でALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器利用者
		生活介護	<p>常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。</p>	区分3以上(50歳以上は区分2以上)で地域や入所施設において、安定した生活を営むために、常時介護が必要な方

サービスの種類		サービスの名称	サービス内容	対象者
種類				
介護給付	住まいの場として 受けるサービス	施設入所支援	障害者支援施設等で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護を受けている区分4以上(50歳以上は区分3以上)の方等
		自立訓練 (機能訓練)	体に障がいのある方が、体をうまく動かすことができるように、訓練を行います。	入所施設・病院を退所、退院した方等で地域生活への移行を図る上で支援が必要な身体障がい者
訓練等給付	通所して利用するサービス	自立訓練 (生活訓練)	障がいのある方が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を行います。	入所施設・病院を退所、退院した方等で地域生活への移行を図る上で支援が必要な知的・精神障がい者
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	就労を希望する65歳未満の方で、企業等に雇用が可能と認められる方
		就労継続支援A型	雇用契約等に基づき、就労に必要な知識や能力向上のために訓練を行います。	企業等に雇用されることが困難な65歳未満の方で継続的に就労が可能な方
		就労継続支援B型	生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	企業等への雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方
		就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、必要な連絡調整や指導・助言を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方
	一定期間にわたり行うサービスを 連絡調整等の支援を	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の相談・援助を行います。 ※ 低所得の方には上限額10,000円として家賃助成があります。	障がい者(身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方)

サービスの種類		サービスの名称	サービス内容	対象者
種類	サービスの名称			
地域 相談 支援 給付	地域生活への移行や定着の支援として受けるサービス	地域移行支援	住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入院している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者
		地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	居宅において単身で生活する障がい者又は家族と同居している障がい者のうち、家族が障がい、疾病のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方

障害支援区分と利用可能なサービス

障害支援区分と利用できるサービスの関係は次表のとおりです。利用できる量については、サービスと障害支援区分ごとに基準があります。

サービスの種類		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	×	×	×	○※1		
	同行援護※2	○	○	○	○	○	○
	行動援護	×	×	○※3			
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	○※4
	短期入所(ショートステイ)	○	○	○	○	○	○
	療養介護	×	×	×	×	○※5	
	生活介護	×	○※6	○	○	○	○
	施設入所支援	×	×	○※7	○	○	○

※1 区分4以上で次のいずれかに該当する方

(1) 二肢以上に麻痺があり、認定調査の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれの項目も「支援が不要」以外と認定されている方

(2) 認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

※2 同行援護アセスメント調査票の調査項目で一定の要件を満たす方

※3 区分3以上で認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

※4 区分6で意思疎通に著しい困難を有する方で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方

(1) 重度訪問介護の対象者で四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の方で次の①又は②のいずれかに該当する方

① 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

② 最重度知的障がい者

(2) 認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

※5 区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者

区分6でALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

※6 50歳以上の方は、区分2以上で利用可能

※7 50歳以上の方は、区分3以上で利用可能

障がい児の利用可能なサービス

障がい児のサービス利用については、基本的に障害支援区分の認定は行わず、障がい者とは別の方法により支給決定がされます。

居宅介護(ホームヘルプ)	障がいの種類や程度を把握するため、5領域(①食事、②排泄、③入浴、④移動、⑤行動障がい及び精神症状)に関する11項目の調査を行い、支給の可否を決定します。
短期入所(ショートステイ)	※ 短期入所については、単価上の区分1～3が設けられます。
同行援護	同行援護アセスメント調査票の調査項目で一定の要件を満たす方
行動援護	行動援護用に12項目の調査を行い、その合計点数が10点以上の方が利用できます。
重度障害者等包括支援	障がい者と同様に80項目の調査及び四肢すべての麻痺等の有無の調査を行い、審査会に意見を聞いた上で支給の可否を決定します。 ※ 審査会には「対象者となるか」の意見を聞くだけで、障害支援区分が決定されるわけではありません。
重度訪問介護 ※15歳以上が対象	児童相談所が利用することが適当であると判断した場合、「障がい者と同様の手続き(80項目調査→審査会→障害支援区分決定)」により支給の可否を決定します。 ※ 利用可能区分については「障害支援区分と利用可能なサービス」(前頁参照)をご覧ください。

障害福祉サービス等利用のための手続き

1 相談・申請	障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係でサービスの利用及びサービス等利用計画(案)について相談・申請
↓	
2 サービス等利用計画案の作成依頼	作成を依頼したい相談支援事業所(次頁参照)を決定
↓	
3 障害支援区分認定調査	生活や障がいの状況についての面接調査(80項目の調査)を行うため、各地区の市職員又は相談支援事業所の職員が訪問
↓	
4 医師意見書	意見書を作成するために医療機関(かかりつけ医)を受診
↓	
5 一次判定	認定調査のデータ及び医師意見書の一部項目をもとにコンピュータで判定
↓	
6 市町村審査会・二次判定	障害支援区分認定審査会において、一次判定結果を原案としつつ、特記事項や医師意見書を参考にして判定
↓	
7 障害支援区分の認定	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に表す「障害支援区分」を区分1～6の6段階で認定
↓	
8 サービス等利用計画案の作成	指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者のアセスメントを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めたサービス等利用計画(案)を作成し、市に提出
↓	
9 サービスの支給決定	サービス等利用計画(案)や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリングの期間等を決定し、受給者証を交付
↓	
10 サービス担当者会議	本人、家族、関係機関の担当でサービスについて話し合い、サービス等利用計画を作成
↓	
11 サービス利用・モニタリング	利用者は指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申込みや契約を行い、サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払う。 相談支援専門員は、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するため、モニタリングを行う。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

===== 第5章 児童福祉法のサービス =====

児童福祉法のサービス

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対し、心身とも健やかに育成するための支援を行います。

障害児通所支援・障害児入所支援等の内容

	サービス種類	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援及び医療の提供を行います。
	放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除く学校に通う障がい児で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が入所する乳児院・児童養護施設及び障がい児が通う保育所・幼稚園・小学校等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障がい児に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援		<p>障害児通所支援等の利用を希望する障がい児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。</p> <p>計画相談後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。</p>

障害児通所支援・障害児入所支援等利用のための手続き

1 相談・申請	障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係でサービスの利用及びサービス等利用計画(案)について相談・申請 (障害児通所支援サービスの利用の際、医師の診断書等が必要になる場合があります)
↓	
2 認定調査及び概況調査	5領域(①食事、②排泄、③入浴、④移動、⑤行動障がい及び精神症状)に関する11項目の調査と介護状況等の調査
↓	
3 障害児支援利用計画案の作成依頼	障害児支援利用計画案の作成を依頼したい相談支援事業所(次頁参照)を決定
↓	
4 障害児支援利用計画案の作成	相談支援専門員が利用者のアセスメントを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めた計画案を作成し、市へ提出
↓	
5 サービスの支給決定	障害児支援利用計画案や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリングの期間等を決定し、通所受給者証を交付
↓	
6 サービス担当者会議	本人、家族、関係機関の担当者でサービスについて話し合い、障害児支援利用計画を作成
↓	
7 サービス利用・モニタリング	利用者は指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行い、サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払う 相談支援専門員は、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するためのモニタリングを行う

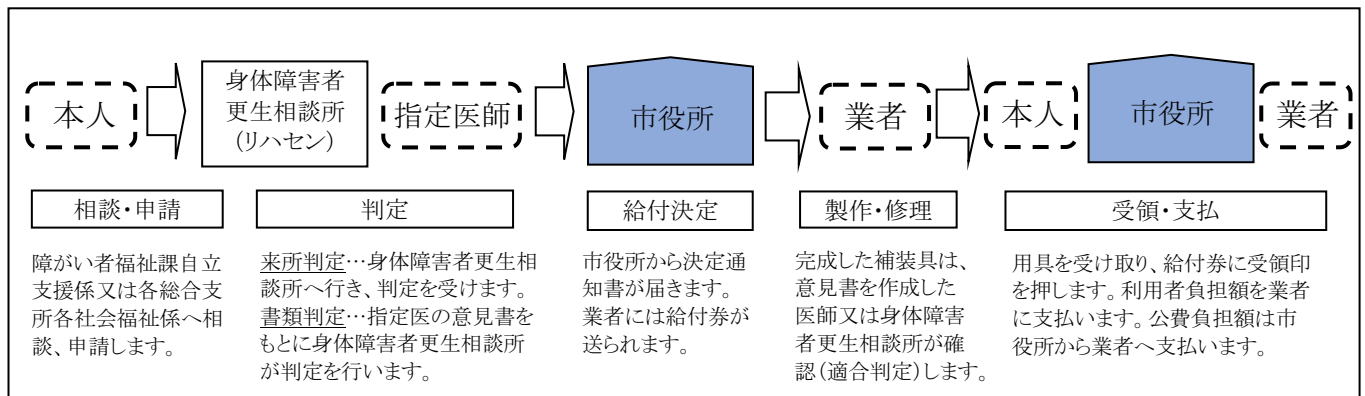
《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

===== 第6章 日常生活の支援 =====

補装具費の支給（交付・修理等）

- 対象者** 身体障害者手帳所持者、障害者総合支援法に定める難病患者
入院中は支給対象外となる場合があります。また、他制度での対象者や世帯員の所得が一定以上の場合対象外となります。
- 内容** 身体障がいのある部分を補って、日常生活の向上を図るために、補装具の交付や修理等を行います。原則、補装具費の1割が自己負担です。特に医学的な判定を要する場合、更生相談所の判定、指定医の意見書が必要です。身体状況により、借受けとなる補装具もあります。
- なお、下図のとおり給付決定の後に購入となるため、購入前にご相談ください。

補装具の交付の流れ



補装具の種類

対象者	品目
視覚障がい者	視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
聴覚障がい者	補聴器
肢体不自由者	義肢(義手、義足)、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフスタンド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖) 次のものは18歳未満のみ 起立保持具、頭部保持具、排便補助具、座位保持いす
肢体不自由者であって音声・言語機能障がい者	重度障がい者用意思伝達装置

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

相談支援事業

地域の障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行い、指定事業者等との連携・調整等の便宜を総合的に調整する事業です。

下記の指定相談支援事業所に委託して相談支援を行います(利用料はかかりません)。

身体障がい及び知的障がい者に関する相談

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
久喜市障がい者生活支援センター きらら	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内2階	TEL 26-4866 FAX 26-4870	社会福祉法人 啓和会

主に精神障がい者に関する相談

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
久喜市障がい者生活支援センター ベルベール	久喜市久喜中央2-4-32 コバヤシビル A 棟102	TEL 25-2755 FAX 29-3885	株式会社ハートカ ンパニー

具体的な相談支援内容

1	福祉サービスの利用援助	情報提供、相談等
2	社会資源を活用するための支援	各種支援施策に関する助言・指導等
3	社会生活力を高めるための支援	健康管理、金銭管理の助言・指導等
4	ピアカウンセリング	生活能力習得に対する個別的援助、指導等
5	権利擁護のために必要な援助	成年後見制度の活用等
6	専門機関の紹介	障がい者のニーズに応じた紹介
7	自立支援協議会の運営	地域の障がい福祉に関するシステムづくり

成年後見制度利用支援事業

対象者 市内に住所を有する身寄りのない知的障がい者又は精神障がい者で、民法第7条、第11条又は第15条第1項に規定する審判の請求が必要と認められる者

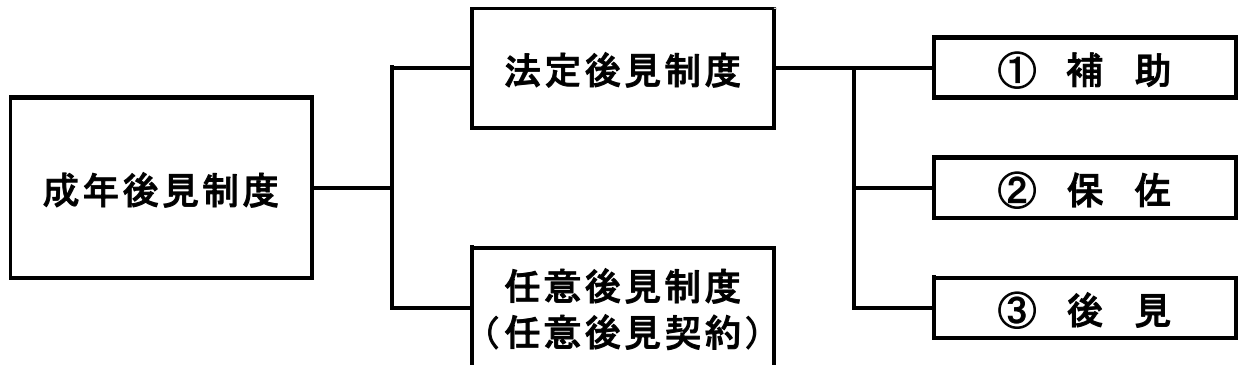
内容 成年後見制度が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の利用支援を行い、申立て費用の一部を助成します。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

※成年後見制度とは

対象者 判断能力の不十分な方(認知症や知的障がい又は精神障がいのある方)

内 容 成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら保護・支援します。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちにあらかじめ契約により代理人を決めておき判断能力が不十分になった場合に保護を受けるものです。



《窓口》 さいたま家庭裁判所久喜出張所(申立手続に関するお問い合わせ先)

〒346-0016 久喜市久喜東1-15-3

TEL 21-0157

意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な障がい者等について、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

◇手話通訳者の派遣

対象者 市内に居住の聴覚障がい者等

派遣内容 医療、生活、教育、職業、警察、その他(講演会、大会、会議、講座など)

※ 宗教活動、政治活動、営業活動、個人の遊興・娯楽に関することなどには派遣できません。

派遣時間 午前8時～午後10時(緊急の場合はいつでも派遣可)

派遣の範囲 埼玉県内(必要に応じて、県外に派遣することもあります)

派遣費用 無料(ただし、入場料、参加費等が必要な場合は手話通訳者の分もご負担ください)

申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、久喜市社会福祉協議会あて、FAXで申込みしてください。直接、社会福祉協議会の窓口で申込みすることもできます。

※申込用紙は、社会福祉協議会又は障がい者福祉課、各総合支所各社会福祉係にあります。

申込受付時間 月曜～金曜(午前8時30分～午後5時)(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※ FAXは24時間受信できますが、回答は受付時間内になります。

《窓口》 久喜市社会福祉協議会

〒346-0011 久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内1階)

TEL 23-2526

手話通訳者派遣専用 FAX 22-1177 ←申込みはこちらへ

◇要約筆記者の派遣

- 対象者** 市内に居住の聴覚障がい者等
- 派遣内容** 医療、生活、教育、職業、警察、その他(講演会、会議、結婚式、葬式など)
※ 宗教活動、政治活動、営業活動などには派遣できません。
- 派遣時間** 午前8時～午後10時
- 派遣の範囲** 埼玉県内(必要に応じて、県外に派遣することもあります)
- 派遣費用** 無料(ただし、入場料、参加費等が必要な場合は要約筆記者の分もご負担ください)
- 申込方法** 利用者の住所、氏名、電話又はFAX番号、派遣希望日時、場所、内容を(様式は自由)埼玉聴覚障害者情報センターあて、電話又はFAXで申込みしてください。
- 申込受付時間** 月曜～土曜(午前9時～正午、午後1時～午後5時)(日曜・祝日・年末年始を除く)

《窓口》 埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内

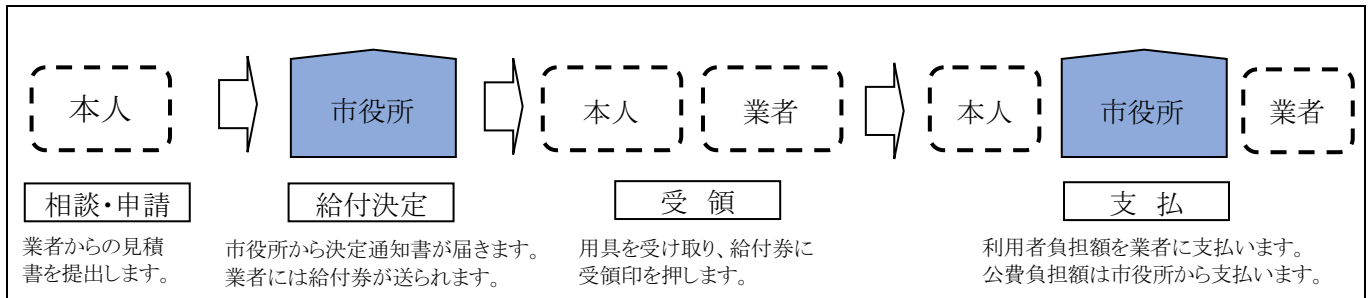
TEL 048-814-3353 FAX 048-814-3354

日常生活用具給付等事業

障がいのある方又は難病患者等に対し、福祉の向上を図るため、日常生活上の便宜を図るための用具を給付・貸与します。

なお、原則として、日常生活用具給付等に要する経費(基準額)の1割が本人負担額となります。また、下図のとおり給付決定の後に購入となるため、購入前にご相談ください。

日常生活用具の支給の流れ



◇日常生活用具給付等事業 給付対象用具一覧表

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
介護・訓練支援用具	肢体難病	特殊寝台	給付	8	18歳以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態の者
	肢体難病	訓練用ベッド	給付	8	3歳以上18歳未満で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障害の者
	肢体難病	特殊マット	給付	5	3歳以上で (1) 下肢又は体幹1級の者(常時介護を要する者に限る) (2) 下肢又は体幹2級以上の者 (3) 重度又は最重度の知的障がい者 (4) 難病患者等で寝たきり状態の者
	肢体難病	特殊尿器	給付	5	学齢児以上で (1) 下肢又は体幹1級の者(常時介護を要する者に限る) (2) 難病患者等で、自力で排尿できない状態の者
	肢体	入浴担架	給付	5	3歳以上で下肢又は体幹2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)
	肢体難病	体位変換器	給付	5	3歳以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る) (2) 難病患者等で寝たきり状態の者
	肢体難病	移動用リフト	給付	4	3歳以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障害の者
	肢体	訓練いす	給付	5	3歳以上18歳未満で下肢又は体幹2級以上の者

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
自立生活支援用具	肢体難病	入浴補助用具	給付	8	3歳以上で (1) 下肢又は体幹機能に障がいを有し入浴に介助を要する者 (2) 難病患者等で入浴に介助を要する者
	肢体難病	便器	給付	8	学齢児以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者
	平衡 肢体 知的	頭部保護帽	給付	3	(1) 平行機能、下肢又は体幹機能障害の者 (2) てんかん発作等より頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい者
	平衡 肢体	T字状・棒状のつえ	給付	3	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、つえの使用により歩行機能が補完される者
	平衡 肢体	移動・移乗支援用具	給付	8	3歳以上で平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	肢体難病	特殊便器	給付	8	学齢児以上で (1) 上肢2級以上の者 (2) 難病患者等で上肢機能に障がいを有する者
	その他	火災警報器	給付	8	(1) 障害等級2級以上の身体障がい者 (2) 重度又は最重度の知的障がい者 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
	その他 難病	自動消火器	給付	8	(1) 障害等級2級以上の身体障がい者 (2) 重度又は最重度の知的障がい者 (3) 難病患者等 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
	視覚	電磁調理器	給付	6	18歳以上で視覚2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	10	学齢児以上で視覚2級以上の者

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
自立生活支援用具	視覚	小型送信機	給付	10	学齡児以上で視覚2級以上の者
	聴覚	聴覚障がい者用 屋内信号装置	給付	10	18歳以上で聴覚2級の者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
	視覚	視覚障がい者用 誘導装置	給付	10	18歳以上で視覚障がい者のうち、音声による誘導を必要とする者
	聴覚	携帯用信号装置	給付	5	聴覚障がい者のうち、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者
	肢体	トイレチェアー	給付	8	けい髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者
	肢体	車椅子用段差昇降機	給付	8	常時車椅子を使用する者
在宅療養等支援用具	内部	透析液加温器	給付	5	3歳以上でじん臓3級以上の者のうち、自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者
	内部 難病	ネブライザー	給付	5	(1) 呼吸器3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者 (2) 難病患者等で呼吸器機能障害の者
	内部 難病	電気式たん吸引器	給付	5	上記と同じ
	内部	酸素ポンプ運搬車	給付	10	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	難病	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	給付	5	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
	視覚	盲人用体温計 (音声式)	給付	5	学齡児以上で視覚2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
	視覚	盲人用体重計	給付	5	上記と同じ
	視覚	盲人用血圧計 (音声式)	給付	5	上記と同じ
	内部	人工呼吸器用自家 発電機	給付	10	呼吸器3級以上又は同程度の身体障がい者であって在宅で常時人工呼吸器の装着が必要な者。
内部	人工呼吸器用 外部バッテリー	給付	5	上記と同じ	

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
情報・意思疎通支援用具	音声・言語 肢体	携帯用会話補助装置	給付	5	学齢児以上で音声言語機能に障がいを有し、又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがある者
	視覚 肢体	情報・通信支援用具	給付	5	学齢児以上で視覚又は上肢2級以上で情報機器(パソコン)の使用により、社会参加が見込まれる者
	視覚	点字ディスプレイ	給付	6	18歳以上で視覚2級以上の者
	視覚	点字器	給付	5 又は 7	学齢児以上で視覚障がいの者
	視覚	点字タイプライター	給付	5	学齢児以上で視覚2級以上の者(本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る)
	視覚	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	給付	6	学齢児以上で視覚2級以上の者
	視覚	視覚障がい者用 活字文書読み上げ装置	給付	6	上記と同じ
	視覚	視覚障がい者用 拡大読書器	給付	8	学齢児以上の視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
	視覚	盲人用時計	給付	10	18歳以上で視覚2級以上の者。(なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)
	聴覚 音声・言語	聴覚障がい者用 通信装置	給付	5	学齢児以上の聴覚障がい者又は音声・発語に著しい障がいがある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	聴覚	聴覚障がい者用 情報受信装置	給付	6	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	音声・言語	人工こう頭	給付	4 又は 5	こう頭摘出等の音声機能障害により発声が困難な者
	音声・言語	人工こう頭(埋込型用 人工鼻)	給付	—	こう頭摘出等の音声機能障害により発声が困難であり、埋込型用人工鼻を常時使用する者

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
情報・意思疎通支援用具	その他	福祉電話	貸与	—	18歳以上の難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚	点字図書	給付	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者
	視覚	地上デジタル放送対応ラジオ	給付	6	学齢児以上で視覚2級以上の者
	視覚	音声 IC タグレコーダー	給付	6	上記と同じ
	視覚	暗所視支援眼鏡	給付	8	視覚障がい児・者又は難病患者等で、夜盲・視野狭窄等の症状が認められ、医師意見書で当該用具が必要と認められた者
	音声・言語	人工内耳用電池	給付	—	聴覚障がい者で人工内耳を装用している者(人工内耳装用者カードの提示又は医師意見書を要する)
	音声・言語	人工内耳用充電電池及び充電器	給付	3	上記と同じ
排泄管理支援用具	内部	ストマ装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	給付	—	ぼうこう・直腸の機能障害があり、ストマを造設している者(身体障害者手帳申請中の場合も含む)
	その他	紙おむつ等 (紙おむつ、さらし・ガーゼ等衛生用品) 及び洗腸装具	給付	—	3歳以上で (1) ストマ用装具を装着することができない者 (2) 高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害の者 (3) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者
	肢体的	紙おむつ	給付	—	3歳以上で (1) 常時失禁等がある下肢若しくは体幹2級以上の者 (2) 知的障がいの程度が重度又は最重度の者
	肢体的	収尿器	給付	1	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者
住宅改修費	肢体的	居宅生活 動作補助用具	給付	—	学齢児以上の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢2級以上の者)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

なお、利用者負担については、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

対象者 市内に住所を有する方又は自立支援給付の決定を受け市外の障害者支援施設等に入所している方で、身体障がい者で屋外活動が著しく困難を伴う方、知的障がい者、又は精神障がい者(発達障がいや高次脳機能障がいを含む)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等が通い、創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の支援を行います。

◇地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
久喜市障がい者地域活動支援センター ベルベール	久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB棟102	TEL 25-2755 FAX 29-3885	株式会社ハート カンパニー

◇地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。なお、利用者負担については原則としてサービスにかかる費用の1割及び食費の実費負担をしていただきます。

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
地域活動支援センター たいよう	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内1階	TEL 24-0051 FAX 24-3521	社会福祉法人 みぬま福祉会

◇地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者に対し、通所による創作的活動又は生産活動の支援を実施しています。

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
あんご工房	久喜市久喜東5-2-31	TEL 25-0151 FAX 25-0151	特定非営利活動 法人あんご工房

訪問入浴サービス事業

家庭において独力又は家族のみの介助では入浴が困難な身体障がい者に対し、居宅に簡易浴槽を持ち込んで部屋で入浴できる、巡回型の入浴サービスを提供します。

対象者 市内に住所を有する者で、肢体不自由1～2級の者(18歳以上)

内 容 市に登録している事業者により原則週1回を限度に利用できます。
ただし7月～9月は週2回の利用が可能です。
なお、利用者負担については、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

更生訓練費

更生訓練費給付制度とは、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。自立訓練又は就労移行支援を利用している者で利用者負担額が生じない方が対象です。

申請方法 訓練を受けた月の翌月10日までに「更生訓練費支給申請書」と「更生訓練費請求書」を提出してください。

支給額

訓練のための経費

	15日未満	15日以上
自立訓練	3,150円	6,300円
就労移行支援	1,600円	3,150円

通所のための経費

通所した日数×280円と通所した実支出額(交通費)を比較して、少ない方。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

就職支度金給付制度

就職支度金給付制度は、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対して就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

知的障害者職親委託事業

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。これによって、就職に必要な支援を行うとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

社会参加促進事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等の本人活動支援などを行なうことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

対象事業	事業内容
障がい者パソコン教室	障がい者の社会参加及び自立を促進するため、情報収集及びコミュニケーションを図るパソコンを利用し、障がい者の生活の質と福祉の向上を図っています。
フレンドシップ学級	就労している、若しくは就労経験のある知的障がい者の相互の交流を深め、自主的な社会参加の促進を図るために、毎月1回活動を行っています。 対象者 市内に住所を有し就労している、若しくは就労経験のある15歳以上の知的障がい者 活動内容 レクリエーション、映画鑑賞会、スポーツ、調理実習等
広報・議会だより音訳版	文字による情報入手が困難な障がい者のために、音声訳により、広報紙等障がい者が地域生活をするうえで、必要度の高い情報を定期的に提供します。
手話奉仕員養成講座 (入門・基礎課程)	聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員などを養成する事業です。
自動車運転免許取得費 補助金	運転免許証を取得する場合に要する経費を補助します。 対象者 市内に住所を有し、運転免許を取得することにより就労、社会参加の機会が認められる障害者手帳所持者(本人及び家族の所得により制限があります) 内容 取得経費の3分の2を補助します。ただし、12万円を限度とします。
自動車改造費補助金	自らが運転することができるように自動車の一部を改造する場合に要した経緯を補助します。 対象者 市内に住所を有し、障がいに応じた自動車の改造をすることにより、就労、社会参加の機会が認められる身体障害者手帳所持者(本人及び家族の所得により制限があります) 内容 自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を10万円まで助成します。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業です。

なお、利用者負担については、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

対象者 市内に住所を有する方で、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者
(発達障がいや高次脳機能障がいを含む)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

障がい者外出支援事業

◇福祉タクシー利用助成

市内に住所がある在宅の対象者が、埼玉県が協定を締結した協会等に属する事業所及び市で個別に協定を締結した介護タクシー等を利用した場合の初乗り運賃を助成します。ただし、長期入院・施設入所の方は対象外です。

対象者 ・身体障害者手帳1～3級の方
・療育手帳①～Bの方
・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

内容 申請により、年間48枚の利用券を交付します。1回の乗車につき1枚利用できます。
※令和5年4月から乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額にある場合は2枚まで使用できます。

利用方法 料金を支払う際に、手帳を提示し、福祉タクシー利用券と差額を支払います。タクシー料金の割引と併用することができます。

※ 同年度内に自動車燃料費の助成を受けている場合には、福祉タクシー利用券の利用はできません。

◇自動車燃料費利用助成

市内に住所がある在宅の対象者が、市内の指定されたガソリンスタンドで給油をする場合、燃料費の一部を助成します。ただし、長期入院・施設入所の方は対象外です。

対象者 ・身体障害者手帳1～3級の方
・療育手帳①～Bの方
・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

内容 申請により、年間18枚の利用券を交付します。
1枚につき500円が助成され、1回の給油で6枚まで利用できます。

※ 同年度内に福祉タクシー利用費の助成を受けている場合には、自動車燃料費利用券の利用はできません。

申請方法(福祉タクシー利用券・自動車燃料費利用券共通)

○申請に必要な書類

タクシー 券を希望の方 …… 福祉タクシー利用券交付申請書 + 添付書類①

自動車燃料券を希望の方 …… 自動車燃料費利用券交付申請書 + 添付書類①②③

①各種手帳の写し

②自動車免許証の写し

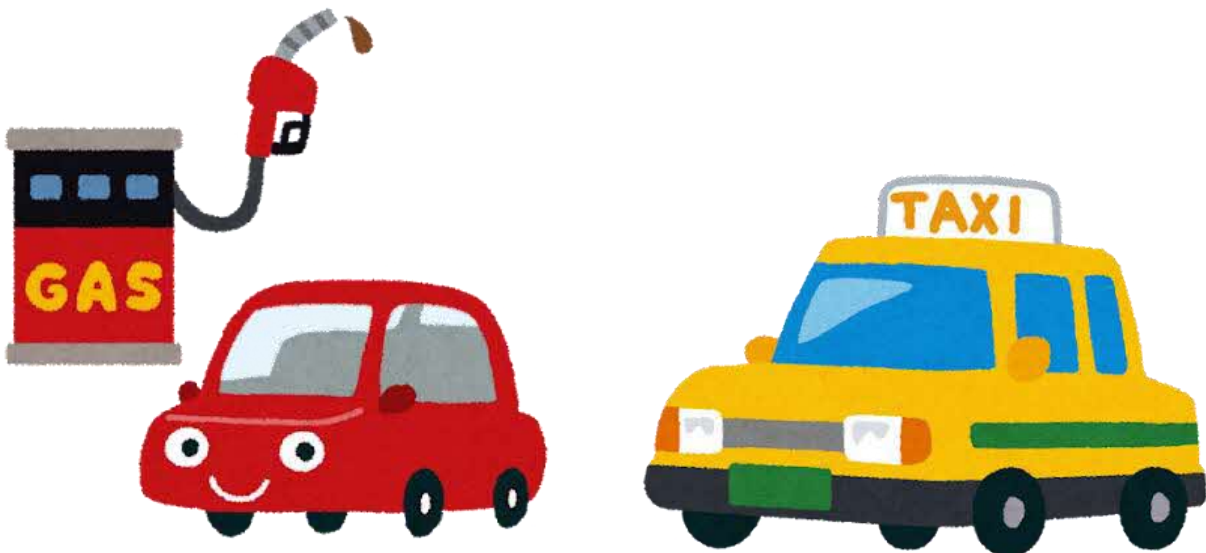
③自動車検査証または軽自動車標識交付証明書の写し(所有者の住所・氏名等が確認できるもの)

※電子車検証の場合は、所有者の住所・氏名等が確認できる「自動車検査証記録事項」等をご用意ください。

・オンラインでの申請が可能です。



《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)



=====**第7章 手当・年金・給付金**=====

手 当

令和5年4月1日時点

種別	対象者	支払制限	月額・支払月	申請・窓口
在宅重度心身障害者手当	(1) 身体障害者手帳1、2、3級 (2) 療育手帳㊤、A、B (3) 精神障害者保健福祉手帳1級	(1) 本人が市県民税課税 (2) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当受給者 (3) 施設入所者	【手当額】 月額 5,000 円 身体障害者手帳1、2級 療育手帳㊤、A 精神障害者保健福祉手帳1級 月額 3,000 円 身体障害者手帳3級 療育手帳B 【支払月】 9月、3月	申請に必要なもの 手帳、通帳 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)
特別障害者手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方 (1) 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳㊤程度の障がい重複している方 (2) 一つの障がいであっても上記(1)と同程度の状態にある方	(1) 所得制限 (2) 施設入所者 (3) 3ヶ月を超える入院	【手当額】 月額 27,980 円 【支払月】 5月、8月、11月、2月	申請に必要なもの 診断書(所定の様式)又は手帳、年金支払通知書等の写し(前年の年金収入がわかるもの)、通帳、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)
障害児福祉手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の方 (1) 身体障害者手帳1級の一部又は2級の一部 (2) 療育手帳㊤相当の方 (3) 上記(1)、(2)と同程度の状態にある方	(1) 所得制限 (2) 施設入所者 (3) 障がいを事由とする年金を受給	【手当額】 月額 15,220 円 【支払月】 5月、8月、11月、2月	申請に必要なもの 診断書(所定の様式)又は手帳、通帳、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)
特別児童扶養手当	次に該当する在宅の20歳未満の障がいのある児童を養育している保護者 (1) 身体障害者手帳1、2、3級又は4級の一部 (2) 療育手帳㊤、A、B (3) 上記(1)、(2)と同程度の状態にある児童	(1) 所得制限 (2) 児童が施設入所中 (3) 障がいを事由とする年金を受給	【手当額】 月額 53,700 円 1級(重度障がい児) 月額 35,760 円 2級(中度障がい児) 【支払月】 4月、8月、11月	申請に必要なもの 診断書(所定の様式)又は手帳、戸籍謄本、通帳、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)

種別	対象者	支払制限	月額・支払月	申請・窓口
児童扶養手当	離婚、死別等で父親又は母親と生計を別にしていない児童(18歳に達した日の属する年度の3月末日までの児童又は20歳未満で障がいのある児童)を養育している保護者の方、また父親又は母親に一定の障がいがあり、児童を養育している方	(1) 所得制限 (2) 児童が施設入所中 (3) 公的年金を受給 (4) 障がいの状態にある父親又は母親が、対象児童について公的年金で子の加算を受給	【手当額】 (1) 児童1人の場合 ・全部支給 月額 44,140 円 ・一部支給 収入に応じて 月額 10,410 円～44,130 円 (2) 児童2人の場合 (1)に 5,210 円～10,420 円加算 (3) 3人以上の場合 (1)、(2)に3人目以降1人につき 3,130 円～6,250 円加算 ※ ただし、受給者又は児童が公的年金等を受給しているときは、その額が児童扶養手当額より低い場合に限り、その差額が手当額となります。	申請に必要なもの 戸籍謄本、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの ※申請者により必要書類が異なりますので、子ども未来課窓口までご相談ください
				窓口 子ども未来課又は各総合支所各児童福祉係 【支払月】 5月、7月、9月、11月、1月、3月 ※支給内容については今後変更になることがあります。

手当を受けられている方へのお願い

手当を受けられている方は、次のようなときには資格喪失となる場合がありますので、必ずご連絡をお願いします。

- ・施設に入所したとき
- ・障がいの程度が基準に該当しなくなったとき
- ・亡くなられたとき
- ・病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院するに至ったとき
(特別障害者手当の受給者のみ)
- ・20歳になった時(障害児福祉手当、特別児童扶養手当の場合)

また、氏名や住所が変わった場合は、14日以内に届け出てください。

なお、障がいの程度の変更、病院又は施設を退院若しくは退所して再度手当を受けようとする場合は、新たに申請する必要があります。

年金

埼玉県心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者(加入者)が死亡又は重度障がいになった場合、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

加入資格 障がい者を扶養している65歳未満(加入時の年度の4月1日時点)の保護者であって、市内に住所を有し、生命保険契約の対象となる健康状態にあること。

加入口数 障がい者1人に対して2口まで

掛金 加入時の年齢に応じて決まります(生活保護世帯等、加入者世帯の課税状況に応じて減免されることがあります)。

加入時の年度(4月1日から翌年3月31日 までの4月1日時点における年齢)	一口あたりの掛金
35歳未満	9,300 円
35歳以上40歳未満	11,400 円
40歳以上45歳未満	14,300 円
45歳以上50歳未満	17,300 円
50歳以上55歳未満	18,800 円
55歳以上60歳未満	20,700 円
60歳以上65歳未満	23,300 円

※ 掛金月額は、制度改正に伴って改定されることがあります。

※ 制度から脱退された場合は、既に払い込んだ掛金は返還されません。

年金額 1口加入の場合 月額 20,000 円

2口加入の場合 月額 40,000 円

※ なお、加入期間中に障がいのある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます。

申請に必要なもの

(1) 加入等申込書(所定様式)

(申込書は障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係にあります)

(2) 住民票の写し

(3) 申込者告知書

(4) 障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

障害基礎年金

内 容

国民年金の加入者が、病気やケガがもとで一定の障がいの状態になったときに受けられるものです。なお、20歳前に一定の障がいの状態になった方については、20歳になった時(障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日)から受けられますが、本人の所得状況により、一部又は全部が支給停止されることがあります。また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子又は障害等級の1、2級の状態にある20歳未満の子があるときは、加算があります。

対 象 者

(1) 20歳前に障がいの状態になり、20歳に達した日に障がいの状態にある方

(2) 国民年金加入中に初診日が確認できる、病気やケガで一定の障がいの状態にある方

(3) 国民年金に加入していた方で、日本国内に住所のある60歳から65歳になるまでの間に初診日があり、国民年金を受給していない方、その初診日から1年6か月以上経過した日(65歳まで)、又は経過以前に治った日に一定の障がいの状態にある方ただし、(2)と(3)のいずれかの場合は、初診日前の加入期間のうち3分の2以上保険料を納めているか、免除を受けていることが必要です(初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと)。

支給額 障害基礎年金1級 年額 972,250 円+子の加算
 障害基礎年金2級 年額 777,800 円+子の加算 ※令和4年4月現在

子の加算額

令和4年4月現在

加算対象の子	加算額(年額)
1人目・2人目の子(1人につき)	各 223,800 円
3人目以降の子(1人につき)	各 74,600 円

《窓口》 久喜市役所 市民課(総合窓口) TEL 22-1111
 菖蒲総合支所 菖蒲市民係(総合窓口) TEL 85-1111
 栗橋総合支所 栗橋市民係(総合窓口) TEL 53-1111
 鷲宮総合支所 鷲宮市民係(総合窓口) TEL 58-1111

特別障害給付金

内容 国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方を対象とした福祉的措置として創設された給付金です。

対象者 (1) 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった被用者等の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいの状態にある方が対象になります。
 ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

支給額 特別障害給付金1級 月額 52,300 円
 特別障害給付金2級 月額 41,840 円 ※令和4年4月現在
 ※ 所得によって支給制限となる場合があります。
 ※ 老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

《窓口》 久喜市役所 市民課(総合窓口) TEL 22-1111
 菖蒲総合支所 菖蒲市民係(総合窓口) TEL 85-1111
 栗橋総合支所 栗橋市民係(総合窓口) TEL 53-1111
 鷲宮総合支所 鷲宮市民係(総合窓口) TEL 58-1111

障害厚生年金・障害手当金

対象者 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金1級又は2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乘せして障害厚生年金が支給されます。また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3

級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。

※ 障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

支給額 【1級】

(報酬比例の年金額) × 1.25 + [配偶者加給年金額(223,800 円)]

【2級】

(報酬比例の年金額) + [配偶者加給年金額(223,800 円)]

【3級】

(報酬比例の年金額) ※ 最低保障額 583,400 円

※令和4年4月現在

《窓口》 日本年金機構 春日部年金事務所

〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4F

TEL 048-737-7112

給付金

難病患者見舞金

対象者 市内在住で、埼玉県知事から指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方。ただし、障害者支援施設（グループホームを除く）に入所していて生活介護を利用している方は、対象外となります。

支給額 10,000 円

※ 年度に1回申請ができます。4月1日から6月30日までに申請の方は7月に、それ以降に申請の方は随時受付、支払いになります。

申請に必要なもの

新規申請の場合

(1) 各受給者証 (2) 通帳

継続申請の場合 ※ 継続して該当している方も、毎年度申請が必要です。

(1) 各受給者証

・オンラインでの申請が可能です。



《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

===== 第 8 章 税の控除・減免 =====

税制上の特別措置

所得税・住民税の控除

対象者 本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族に心身の障がいがある場合は、所得税及び住民税(市民税・県民税)において、次の額の所得控除が受けられます。
 また、住民税については、本人の前年の合計所得金額が135万円以下である場合は、非課税となります。

内 容

種類	条件等	控除の額
所得税	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障がい者※1である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	27万円
	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	40万円
	同居の同一生計配偶者又は扶養親族が、特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	75万円
住民税	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障がい者※1である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	26万円
	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	30万円
	同居の同一生計配偶者又は扶養親族が、特別障がい者※2である場合、所得金額から右欄の金額が控除されます。	53万円
	本人の前年の合計所得金額が135万円以下である場合は非課税	

※1 表中の「障がい者」とは、身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方が該当となります。

※2 「特別障がい者」とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方が該当となります。

※ いずれも税制度の変更等により、控除額等の内容が変わる場合があります。

医療費の控除

◇おむつに係る費用の医療費控除

傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりの状態で、その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要であると認められた場合、医師が「おむつ使用証明書」を発行します。この場合、紙おむつの購入費用及び貸しおむつの賃借料については、確定申告(住民税申告)の際に、その証明書を添付又は提示することにより、医療費控除の対象となります。

◇ストマ用装具に係る費用の医療費控除

人工肛門のストマ(排せつ孔)又は尿路変向(更)のストマを持つ方の使用しているストマ用装具については、継続してストマケアに係る治療を受ける必要があり、その治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要であると認められた場合、医師が「ストマ用装具使用証明書」を発行します。この場合、ストマ用装具に係る費用については、確定申告(住民税申告)の際に、その証明書を添付又は提示することにより、医療費控除の対象となります。

《所得税についての窓口》

春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼2-12-1

TEL 048-733-2111

《住民税についての窓口》

久喜市役所 市民税課 市民税第1係 TEL 22-1111

相続税の控除・非課税

◇控除

対象者 相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人で、心身に障がいのある場合(85歳未満に限ります。)は、次の額の控除が受けられます。

内 容

障がいの程度	控除の額
①身体障害者手帳1級、2級 ②療育手帳④、A ③精神障害者保健福祉手帳1級	85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除
④身体障害者手帳3～6級 ⑤療育手帳B、C ⑥精神障害者保健福祉手帳2級、3級	85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除

※ ①～⑥以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

◇非課税

内 容 心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金の受給権を相続により取得した場合には、その受給権は非課税となります。

《窓口》 春日部税務署

〒344-8686 春日部市大沼2-12-1

TEL 048-733-2111

贈与税の非課税

内 容 特定障害者(前頁「相続税の控除・非課税」の表、左欄の①②③などの方(以下「特別障害者」といいます。))及び精神に障がいのある方が、特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合、「障害者非課税信託申告書」を、信託会社の営業所等を通じて税務署長に提出することにより、特別障害者は6,000万円を限度として非課税となり、特別障害者以外の特定障害者(前頁「相続税の控除・非課税」の表、左欄の④などの方)は3,000万円を限度に非課税となります。

《窓口》・春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111
・各信託銀行

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

内 容 地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除く)については、所得税は非課税となります。また、この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得した際も、相続税や贈与税はかかりません。

《窓口》春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111

消費税の非課税

内 容 義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすなどの身体障がい者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれらの一定の身体障がい者用物品の修理が非課税となります。なお、非課税となる身体障がい者用物品は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。

《窓口》春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111

個人事業税の非課税

内 容 両眼の視力が0.06以下の視覚障がいのある方が、あんま、はり、きゅう、マッサージ、その他医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

《窓口》春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2-12-1
TEL 048-733-2111

利子等の非課税

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など

内 容 金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の

利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
少額預金の非課税制度（マル優）	預貯金、合同運用信託、一定の有価証券	350万円
少額公債の非課税制度（特別マル優）	国債、地方債	350万円

《窓口》 各金融機関等

自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免

- 対象者** (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、次頁表に該当する方(各手帳を申請中の方も仮申請ができます)
- (2) (1)に該当する方と生計を一にする方
- 内容** (1)、(2)に該当する方が取得又は所有する個人名義の自動車で、(1)、(2)に該当する方又は(1)に該当する方を常時介護する方※で一定の要件に該当する方が運転し、もっぱら障がい者の通院、通学、通所又は生業のために使用される自動車については、定められた期間内に申請することにより、障がい者一人につき一台まで自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)が減免されます。自動車税(種別割)の減免は上限額 45,000 円です(15%重課となっている自動車の場合は 51,700 円)。なお、納期限後に申請された場合は、申請月の翌月から月割りで減免となります。
- ※ 常時介護する方とは、減免の対象となる障がい者本人(世帯に運転免許をお持ちの家族等がない方)が所有(取得)する自動車を、継続して日常的に運転している又は運転する見込みのある方です。

《窓口》 ・自動車税事務所 春日部支所

〒344-0042 春日部市増戸752-5

TEL 048-763-4111 FAX 048-760-1207

・春日部県税事務所(年度途中で新たに取得した自動車を除く)

〒344-8555 春日部市大沼1-76

TEL 048-737-2209 FAX 048-737-2131

軽自動車税(種別割)の減免

- 対象者** (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、次頁表に該当する方
- (2) (1)に該当する方と生計を一にする方
- 内容** (1)、(2)に該当する方が取得又は所有する軽自動車で、(1)、(2)に該当する方又は(1)に該当する方を常時介護する方※で一定の要件に該当する方が運転し、もっぱら障がい者等の通院、通学、通所又は生業のために使用される軽自動車について、毎年納期限までに申請することにより、一人につき一台まで軽自動車税(種別割)が減免されます。ただし、同一の対象者で普通自動車(種別割)の減免を受けている方は、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。
- ※ 常時介護する方とは、減免の対象となる障がい者本人が所有(取得)する自動車

を、継続して日常的に運転している又は運転する見込みのある方です。

減免対象者

手帳又は障がいの区分		障がいの程度	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	体幹	1級～3級及び5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1級～3級及び4級の1(4級のうち視力の良い方の目の視力が0.08～0.1)	
	音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)	
	平衡機能	3級	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級～6級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 移動	1級、2級 1級～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級～3級
	肝臓機能		
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる	
療育手帳		㊦又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	

※ 障がい名が「左半身不随」のような場合は、障がいの区分ごとの等級(上肢○級、下肢○級)により判定します。

《窓口》 久喜市役所 市民税課 諸税係 TEL 22-1111

菖蒲総合支所 菖蒲市民係(総合窓口)
 栗橋総合支所 栗橋市民係(総合窓口)
 鷲宮総合支所 鷲宮市民係(総合窓口)

※詳しくは市民税課諸税係までお問い合わせください。申請書類は各総合支所各市民係(総合窓口)でも受け付けます。

固定資産税の減額(住宅のバリアフリー改修)

対象者 次のいずれかの方が居住している家屋のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋にかかる固定資産税の減額を受けることができます。

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

内容 ・新築から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)
 ・床面積が50㎡以上280㎡以下(区分所有家屋の場合は、当該専有部分の床面積が

50㎡以上280㎡以下)

※ 区分所有家屋を含みますが、専有部分の工事を対象とします。

※ 併用住宅などの場合、住宅部分の面積が2分の1以上であること。

対象工事

下記バリアフリー改修工事等で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える工事

- ・通路又は出入口の拡幅
- ・手すりの取り付け
- ・階段の勾配の緩和
- ・床の段差の解消
- ・浴室や便所の改良
- ・出入口の戸の改良
- ・床表面の滑り止め化

減額内容

当該家屋の床面積100㎡分までを限度とし、翌年度分の固定資産税の3分の1を減額します。

《窓口》 久喜市役所 資産税課 家屋係 TEL 22-1111



===== 第9章 公共料金等の割引 =====

JR旅客運賃、東武鉄道運賃の割引

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

利用方法 乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示してください。

なお、第1種障がい者が介護者とともに乗車する場合には、乗車距離100kmまで、自動販売機で小児乗車券を購入し乗車できます(有人改札口を利用してください)。

《窓口》 各JR・東武鉄道窓口

・JR東日本お問い合わせセンター(午前6時～午前0時)

TEL 050-2016-1600(運賃・料金)

・東武鉄道お客さまセンター(午前9時～午後6時 年中無休、ただし年末年始を除く)

TEL 03-5962-0102

久喜駅 TEL 21-0007

鷲宮駅 TEL 58-3646

栗橋駅 TEL 52-3701

南栗橋駅 TEL 52-2118

私鉄旅客運賃の割引

対象者、取扱期間、割引率等の取り扱いは原則としてJR線と同じですが、営業キロとの関係で会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

※ 乗車券を購入の際、駅の窓口到手帳を提示してください。

《窓口》 私鉄各駅

国内航空運賃の割引

12歳以上の障がい者及びその介護者が航空機を利用する場合、国内線の運賃が割引になります。

- ※ 航空会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各航空会社営業所・代理店にお問い合わせください。
- ※ 取り扱い区間は、定期航空路線の国内線全区間です。
- ※ 航空券の購入及び航空機に搭乗の際は、手帳を提示してください。

《窓口》 各航空会社営業所・代理店

タクシー料金の割引

区分	割引率	取り扱い区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者	1割	県内のタクシーを利用する場合	料金を支払う際に手帳を提示してください。 福祉タクシー利用券との併用ができます。

※ 精神障害者保健福祉手帳での割引を適用している事業者もあります。詳しくは各タクシー事業者へお問合せください。

《窓口》 埼玉県乗用自動車協会 TEL 048-863-6431
各タクシー事業者

バス運賃の割引

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者(※1)	普通乗車券	5割	県内路線バス の乗車区間	○手帳を提示して料金を支払ってください。 ○乗車券を購入の際、窓口到手帳を提示してください。
	定期乗車券	3割		

※ 第1種の身体障害者手帳及び第1種の療育手帳をお持ちの方の介護者も割引になります。その他の介護者については、各社で異なりますので各社に直接お問い合わせください。

※ バス会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各バス会社にお問い合わせください。

※1 精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が貼付されている場合のみ割引になります。

《窓口》 各バス会社

市内循環バスの割引

	区分	割引率	利用方法
1	身体障害者手帳1級、2級、3級 療育手帳④、A、B 精神障害者保健福祉手帳1級、2級	無料	事前に手続きをしていただき、「久喜市市内循環バス乗車証」の交付を受け、降車の際に乗車証を提示してください。 なお、3に該当する方は、乗車証の提示は必要ありません。
2	1に該当し、身体障害者手帳若しくは療育手帳の1種、又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方1人につき同伴の介護者1人		
3	保護者1人につき引率の下にある小学生未満の方1人及び1歳未満の小児		

※ ノンステップバスにつき、車いすの方も乗車できます。

手続方法 乗車証交付申請書を市ホームページ若しくは窓口で入手し、各種手帳の写しを添付の上、下記窓口へご提出(郵送可)ください。オンラインでの申請も可能です。

《窓口》	久喜市役所	交通企画課	交通企画係	TEL 22-1111
	菖蒲総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 85-1111
	栗橋総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 53-1111
	鷲宮総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 58-1111



デマンド交通（くきまる）の割引

	区分	割引率	利用方法
1	身体障害者手帳1級、2級、3級 療育手帳④、A、B 精神障害者保健福祉手帳1級、2級	5割	乗車の際に各種手帳を提示してください。
2	1に該当する方1人につき、同伴の介護者1人		
3	80歳以上の方	無料	本人確認書類等の提示は必要ありません。
4	保護者1人につき引率の下にある小学生未満の方1人及び1歳未満の小児		

※ 車いすリフト付車両につき、車いすの方もご乗車できます。

手続方法 利用登録申請書を市ホームページ若しくは窓口で入手し、デマンド交通予約センター又は下記窓口へご提出(郵送可)ください。オンラインでの申請も可能です。

《窓口》	久喜市役所	交通企画課	交通企画係	TEL 22-1111
	菖蒲総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 85-1111
	栗橋総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 53-1111
	鷲宮総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 58-1111



くきふれあいタクシー(補助タク)

区分	利用方法
75歳以上の方	利用の際は、タクシー会社(利用できる会社はホームページ等でご確認ください)に電話で申し込みの上、乗車の際に利用登録証を提示してください。
身体障害者手帳1級、2級、3級	
療育手帳④、A、B	
精神障害者保健福祉手帳1級、2級	
要介護1～5	
要支援1・2	
指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方	

タクシー料金	利用者支払額
～ 800 円	600 円
801 円 ～ 1,300 円	700 円
1,301 円 ～ 2,000 円	1,000 円
2,001 円 ～ 3,000 円	1,400 円
3,001 円 ～	タクシー料金から 1,500 円を引いた額

手続方法 利用登録申請書を市ホームページ若しくは窓口で入手し、各種手帳の写しを添付の上、下記窓口へご提出(郵送可)ください。後日、利用登録証を郵送します。オンラインでの申請も可能です。

《窓口》

久喜市役所	交通企画課	交通企画係	TEL 22-1111
菖蒲総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 85-1111
栗橋総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 53-1111
鷲宮総合支所	総務管理課	地域振興係	TEL 58-1111



有料道路の割引

区分		割引条件	割引率
身体障害者手帳	1種	障がい者本人が運転 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合	5割
	2種	障がい者本人が運転	
療育手帳	1種	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合	

手続きに必要なもの

区分	必要なもの
ETC を利用しない場合	(1) 手帳 (2) 登録を希望する自動車の所有者の住所・氏名が記載された自動車検査証(車検証)※1 (3) 運転免許証(身体障害者手帳2種の方のみ)
ETC を利用する場合	(1) 手帳 (2) 登録を希望する自動車の所有者の住所・氏名が記載された自動車検査証(車検証)※1 (3) 運転免許証(身体障害者手帳2種の方のみ) (4) ETC カード(原則として障がい者本人名義のものに限ります) ※ 18歳未満の場合は、保護者名義のものが必要 (5) 登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」

※1 車検証に所有者住所・氏名が確認できない場合は、所有者住所・氏名がわかる書類(自動車検査証記録事項)をご用意ください。

対象自動車 本人又は家族所有の乗用自動車、自動二輪車(125cc を超えるもの)

※ リース車等で車検証の「所有者の氏名または名称」欄等に法人名が記載されているもの、事業用車両、外見上営業目的で使用していることが明らかなもの等は対象外です。

利用方法 ・ETC を利用しない場合は料金所で手帳を提示し料金を支払います。
 ・ETC を利用する場合は窓口申請手続後、事業者から登録済結果通知が発行されてから利用できます。

有効期限 申請日から2回目の誕生日まで(有効期限の2ヶ月前から更新手続き可能)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

N T T 番号案内の料金減免（ふれあい案内）

区分		程度
身体障害者手帳	視覚障がい	1～6級
	肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級
	聴覚障がい	2～4級、6級 (1級、5級はなし)
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3、4級 (1級、2級はなし)
療育手帳		㉠、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳		1、2、3級

内 容 104番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出ることにより無料となります。公衆電話から利用する場合も同様です。

手続方法 NTTふれあい案内担当(下記の電話番号)に電話すると、申込書が郵送されるので、手帳のコピーとともに申込書を返信してください。代理人による申込みも可能です。

《窓口》 NTT各営業所NTTふれあい案内担当

TEL 0120-104-174 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

N H K 放送受信料の減免

区分	減免	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員(世帯分離も含む)が市町村民税(住民税)非課税の場合	全額	(1) 障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係で、放送受信料の減免申請書を記入いただき、証明書の発行を受けてください。 申請に必要なもの:手帳、印鑑
○世帯主が視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの場合 ○世帯主が身体障害者手帳(1、2級)、療育手帳(㉠、A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの場合 (ただし、上記に該当する世帯主が受信契約者の場合)	半額	(2) (1)の証明書を下記へ提出してください(郵送可)。 〒330-6020 さいたま市中央区新都心11-2 L・A・タワー20階 営業時間 午前10時～午後5時 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) TEL 048-600-6711

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

携帯電話基本使用料等の割引

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※ 割り引きの内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお
問い合わせください。

《窓口》 各携帯電話事業者

郵便物の減額

種類	内容
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便(株)が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの
定期刊行物の低料第三種郵便物	日本郵便(株)の定めにより承認を受けた第三種郵便物であり、心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの
心身障害者用ゆうメール	図書館(日本郵便(株)が定めて表示した条件を満たすものに限る)と身体に重度の障害がある者又は知的障害の程度が重い者との間で図書館閲覧のために発受するものを運送する場合
点字ゆうパック	点字のみを掲げたもの(日本郵便(株)が定めて表示した条件を満たすものに限る)を運送する場合
聴覚障害者用ゆうパック	日本郵便(株)の指定を受けた施設と聴覚障害者との間においてビデオテープ、その他の録画物(DVDなど)の貸出し又は返却のために運送する場合

料金等、詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

《窓口》 久喜郵便局 TEL 0570-943-144 FAX 22-6821
栗橋郵便局 TEL 0570-943-304 FAX 52-3035

公共施設の利用料等の減免

- 対象者**
- ・身体障害者手帳をお持ちの方及び介護者1名
 - ・療育手帳をお持ちの方及び介護者1名
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者1名
- ※ ただし、県の施設では、身体障害者手帳第2種身体障がい者の指定がある12歳以上の方の介護者及び、精神障害者保健福祉手帳3級で12歳以上の方の介護者は除きます。
- 内容** 各施設を利用する際、施設利用料、入場料、駐車場利用料などの減免があります。詳しい内容については、埼玉県福祉部障害者福祉推進課にお問い合わせください。また、市内、市外及び県外の施設、民間の施設についても減免される場合がありますので、利用される場合は、各施設にお問い合わせください。

県の公共施設

施設名	使用料名	減額内容	TEL
埼玉県平和資料館	利用料金	免除	0493-35-4111
埼玉会館	駐車場利用料金	免除	048-829-2471
埼玉県県民活動総合センター	トレーニング室利用料金	免除	048-728-7112
	駐車場利用料	免除	
	宿泊室宿泊料	2分の1に相当する額を減額	
彩の国さいたま芸術劇場	駐車場利用料金	免除	048-858-5500
埼玉県 県民健康福祉村	イ 屋内運動施設利用料金 ロ テニス場、ソフトボール場、多目的運動場利用料金(障害者(その介護者を含む。以下同じ)が合同で利用する場合に限る) ハ 更衣等施設利用料金	免除	048-963-7111
埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号)第10条第1項に規定する公園施設	イ 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、運動場、ソフトボール場、双輪場、屋内運動場、体育館、テニスコート、水泳競技場及び漕艇場の使用料または利用料金(障害者が合同で利用する場合に限る) ロ イに規定する運動施設以外の運動施設の使用料または利用料金(フットサルコート及びシャワー室の利用にあつては、障害者が合同で利用する場合に限る) ハ 茶室使用料または利用料金(障害者が合同で利用する場合に限る) ニ こども動物自然公園の施設利用料金 ホ 水族館入館料 ヘ 所沢航空発祥記念館入館料 ト 駐車場使用料または利用料金(大型特殊自動車または乗合型自動車による利用にあつては、障害者が合同で使用する場合に限る)	免除	埼玉県 都市整備部 公園スタジアム課 048-830-5400
埼玉県立武道館	使用料または利用料金(占用以外の利用に限る)	免除	048-777-2400
埼玉県立近代美術館	観覧料	免除	048-824-0111
さいたま文学館	イ 文学資料の観覧に係る料金	免除	048-789-1515
	ロ 駐車場利用料金		

施設名	使用料名	減額内容	TEL
埼玉県立歴史と民俗の博物館	観覧料	免除	048-641-0890
埼玉県立さきたま史跡の博物館	観覧料	免除	048-559-1111
埼玉県立自然の博物館	観覧料	免除	0494-66-0404
埼玉県立川の博物館	イ 観覧料 ロ 体験施設使用料または利用料金 ハ 駐車場使用料または利用料金(大型特殊自動車または乗合型自動車による利用にあつては、障害者が合同で使用する場合に限る)	免除	048-581-7333
埼玉県げんきプラザ (大滝、小川、名栗、長瀬、加須、神川)	イ 宿泊室、キャンプ用テント及びバンガロー使用料または利用料金	2分の1に相当する額を減額	大滝 0494-55-0014 小川 0493-72-2220 名栗 042-979-1011 長瀬 0494-66-0177 加須 0480-65-0660 神川 0495-77-3442
	ロ イに規定する利用施設以外の利用施設の利用料または利用料金(障害者が合同で利用する場合に限る)	免除	
	ハ プラネタリウム館の入館料または利用料金	免除	
埼玉県環境科学国際センター	入場料	免除	0480-73-8331
さいたまスーパーアリーナ	駐車場利用料金(24時間以内の利用に限る)	免除	048-601-1122
彩の国ビジュアルプラザ	映像ミュージアム入場料(会員券により利用する場合を除く)	免除	048-265-2500
	駐車場利用料金(24時間以内の利用に限る)	免除	
埼玉県産業技術総合センター	駐車場使用料(指定駐車場以外の利用に限る)	免除	048-265-1311
埼玉県東部地域振興 ふれあい拠点施設	駐車場利用料金(24時間以内の利用に限る)	免除	048-734-3005
埼玉県西部地域振興 ふれあい拠点施設	駐車場利用料金(24時間以内の利用に限る)	免除	049-249-3777

《窓口》 各施設の利用窓口

駅自転車駐車場の減免

区分	種類	割引率	手続方法
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	定期券	5割	定期券購入の際に、手帳を提示してください。

《窓口》 久喜駅西口自転車駐車場	TEL 24-1377
久喜駅東口自転車駐車場	TEL 22-4030
東鷲宮駅西口自転車駐車場	TEL 58-4907
東鷲宮駅東口自転車駐車場	TEL 59-3508



=====**第10章 貸付制度・住まいの相談**=====

貸付制度

生活福祉資金等貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加促進を図ることを目的とした貸付制度です。なお、資金の種類によって貸付対象世帯、限度額、据置・償還期間、貸付利子等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

資金種類 総合支援資金(生活支度費、住居入居費、一時生活再建費)、福祉資金(福祉費、緊急小口資金)、教育支援資金(教育支援費、就学支度費)、不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

《窓口》 久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761
菖蒲支所 TEL 85-8131 FAX 85-8808
栗橋支所 TEL 52-7835 FAX 52-7804
鷲宮支所 TEL 58-9131 FAX 58-7200

緊急一時資金貸付制度

所得の少ない世帯の方が臨時的出費の発生したときや、収入の不足したときなど、応急的に資金が必要な場合にお貸しします。

内 容 ・貸付額 1万円の範囲内
市内在住の保証人が見込め、近日中に収入があることを確認できる場合は3万円の範囲内。特に必要で条件を満たしたときは、福祉資金運営委員会の審議により、5万円の範囲内。
・貸付利子 無利子
・償 還 1年以内

《窓口》 久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761
菖蒲支所 TEL 85-8131 FAX 85-8808
栗橋支所 TEL 52-7835 FAX 52-7804
鷲宮支所 TEL 58-9131 FAX 58-7200

勤労者向け融資制度

埼玉県と中央労働金庫が提携して運営している融資制度です。働く方の子育てや介護、スキルアップを応援する資金です。

資金使途 子育てや介護に必要な費用、扶養する子の小学校入学以降に必要な教育費用、資格取得等を目的とする講座を受講するための費用等

融資限度額 200万円(キャリアアップ支援及び再就職支援は50万円)

融資期間 10年以内(キャリアアップ支援は5年以内、失業資金は5年以内)

融資利率 1.7%～2.4%(保証料込)

その他 融資に当たっては申込条件あります。また、中央労働金庫の審査があります。

《窓口》 埼玉県産業労働部 金融課

TEL 048-830-3795 FAX 048-830-4814

住まいの相談

重度身体障害者居宅改善整備費補助

対象者 下肢又は体幹に障がいのある1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方
(本人及び家族の所得により制限があります)

内容 重度身体障がい者の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居室、浴室、手洗い等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合に、24万円を限度に経費の3分の2(生活保護世帯については36万円を限度に経費の10分の10)を補助します。ただし、介護保険制度の住宅改修など、他の補助制度による補助を受ける工事等については、対象とならない場合もあります。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

県営住宅への入居の優遇

県営住宅への申込みを行う障がい者世帯、高齢者世帯、子育て世帯等は優遇措置が適用され、当選確率が高くなります。※ 入居には、下記の他にも諸条件があります。

対象者 ・障がい者世帯

申込日時点で障がい者手帳(身体1～4級、精神1～2級、知的Ⓐ～B級)をお持ちの方、若しくは、精神障がい者で1～2級の障害年金の証書を交付されている方

・難病患者等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる366の疾病により障害福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている方

※特定疾病医療受給者証、指定難病医療受給者証ではありません。

◇県営住宅入居収入基準について

県営住宅の申し込み資格では、入居しようとする世帯の収入月額が「158,000円以下」と定められていますが、同居しあるいは同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯は、「158,000円以下」から「214,000円以下」に緩和されます。

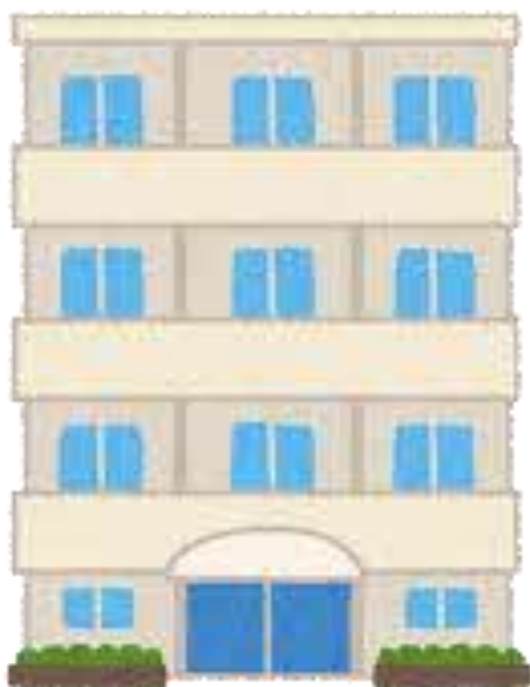
対象者 ・1～4級に該当する身体障がい者

・1、2級に該当する精神障がい者又は、精神障がい年金受給者1、2級の方

・Ⓐ、A、Bに該当する知的障がい者

・障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者

《窓口》 埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ
〒330-0853 さいたま市大宮区錦町630
TEL 048-658-3017
埼玉県住宅供給公社 公社県営住宅課
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10
TEL 048-829-2875
埼玉県住宅供給公社 岩槻支所
〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3
TEL 048-794-7146



===== 第 1 1 章 就 労 =====

障害者委託訓練

埼玉県立職業能力開発センターが、障がい者の就労支援策の一つとして、企業や特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練です。実践能力習得コースと知識・技能習得コースがあり、訓練期間は原則として1～3ヶ月です。また、埼玉県立職業能力開発センターでは施設内訓練として知的障がい者を対象とした1年間の職業訓練及び精神障がい者を対象とした6ヶ月の職業訓練を実施しています。なお、申込みには公共職業安定所の登録が必要です。

《窓口》 春日部公共職業安定所(ハローワーク春日部)

〒344-0036 春日部市下大増新田61-3

TEL 048-736-7611 FAX 048-737-5232

埼玉県立職業能力開発センター

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町2-499-11

TEL 048-651-3122 FAX 048-651-3114

障害者職業能力開発校

障がい者が就職・自立できるよう、その能力に適した職業訓練を行っています。訓練期間は1年で、寄宿舎(身体障がい者のみ)もあります(入寮者の食事等は自己負担です)。

《窓口》 中央障害者職業能力開発校(国立職業リハビリテーションセンター)

〒359-0042 所沢市並木4-2

TEL 042-995-1711 FAX 042-995-1052

東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

TEL 042-341-1411 FAX 042-341-1451

春日部公共職業安定所(ハローワーク春日部)

〒344-0036 春日部市下大増新田61-3

TEL 048-736-7611 FAX 048-737-5232

職場適応訓練(短期)

実際に従事する仕事を体験してもらい、訓練対象者には就業の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性を把握してもらうことにより、作業環境へ適応することを目的として実施するものです。県知事が障がい者の採用を希望する事業主へ委託して行われます。

訓練期間 2週間以内(重度障害者の場合4週間以内)

手 当 等 事業主へ ……訓練生1人につき日額 960 円(重度障害者 1,000 円)

訓練生へ …雇用保険を受けている方は、訓練終了日まで引き続いて失業保険が受給できます。

《窓口》 春日部公共職業安定所(ハローワーク春日部)

〒344-0036 春日部市下大増新田61-3

TEL 048-736-7611 FAX 048-737-5232

障害者職業センター

障がい者の就職と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談、職業能力等の評価、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援、リワーク支援(うつ病等の方の職場復帰支援)などを行っています。

《窓口》 埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1

TEL 048-854-3222 FAX 048-854-3260

発達障害者就労支援センター(ジョブセンター)

就労を希望する発達障がい者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで提供しています。模擬オフィスでの実践的な就労訓練を通じて、特性に対する自己理解と仕事への対応力を高め、一人ひとりに合った就労につなげます。また、就職後も職場を訪問してフォローを行います。

相談窓口

名称	運営法人名	所在地	TEL	受付時間
ジョブセンター 川口	ウェルビー株式会社	〒332-0021 川口市西川口1-6-3 西川口ビル5階 B号室	048-299- 2070	月曜～金 曜 午前10時 ～午後4時
ジョブセンター 草加	ウェルビー株式会社	〒340-0034 草加市氷川町2101-1 シーバイオビル3階	048-929- 7600	
ジョブセンター 川越	ウェルビー株式会社	〒350-1123 川越市脇田本町9-1 長谷部ビル3階	049-249- 8772	
ジョブセンター 熊谷	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	〒360-0036 熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口第二ビル4階・5 階	048-501- 8917	

埼葛北障害者就業・生活支援センター

雇用、保険、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。(設置法人 社会福祉法人啓和会)

《窓口》 埼葛北障害者就業・生活支援センター

〒346-0011 久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内2階)

TEL 21-3400 FAX 26-4870

久喜市障がい者就労支援センター

障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者の就労と生活を総合的に支援する事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の支援を行っています。(設置法人 社会福祉法人啓和会)

《窓口》 久喜市障がい者就労支援センター

〒346-0011 久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内2階)

TEL 21-3400 FAX 26-4870

久喜市障がい者就労支援センターサテライト

〒346-0003 久喜市久喜中央2-4-18 イグサビル1階

(障がい者就業総合相談室リレーションシップセンター久喜内1階)

TEL 21-3400 FAX 26-4870

(連絡先は上記久喜市障がい者就労支援センターになります)

=====第12章 教育=====

幼児期の支援

発達に不安や心配がある就学前の児童や、心身に障がいがある子どもたちが、最も適した環境で教育が受けられるよう、家庭児童相談室の事業や小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の設置が行われています。

また、障がいの程度や状況に応じて訪問教育や通級による指導も行われています。

ことばのグループ

内 容 言葉の遅れがあったり、コミュニケーションが苦手な子どもとその保護者に対し、発達支援の観点から言語聴覚士が適切な関わり方の助言・指導を行っています(グループ指導)。

対 象 者 おおむね3歳から就学までの言葉の指導の必要な子どもとその保護者

実施日時 毎月第3水曜(変更の場合あり) 午前10時～正午

場 所 久喜市おもちゃ図書館(ふれあいセンター久喜内2階)

《窓口》 久喜市役所 子ども未来課 子ども・青少年係

TEL 22-1111 FAX 22-3319

にこにこひろば

対 象 者 発達に悩みを持つおおむね2歳半から就園までの親子

実施日時 年間18回(6回×3会場) 午前9時30分～午前11時30分(変更の場合あり)

場 所 久喜市立久喜地域子育て支援センター
久喜市立栗橋地域子育て支援センター
久喜市立鷲宮地域子育て支援センター

《窓口》 久喜市役所 子ども未来課 子ども・青少年係

TEL 22-1111 FAX 22-3319

学齢期の支援

特別支援学級

小学校や中学校の特別支援学級では、子どもたちの心身の障がいの状態などに即した指導をするために、少人数で学級を編制しています。

学校名	住 所	TEL
久喜小学校	久喜市本町2-5-1	21-0054
太田小学校	久喜市吉羽2-16-10	21-0572
清久小学校	久喜市六万部590	21-0789

学校名	住所	TEL
本町小学校	久喜市本町7-6-1	22-8245
青葉小学校	久喜市青葉1-3-1	22-6121
青毛小学校	久喜市青毛800	22-2125
久喜東小学校	久喜市久喜東4-25-20	22-1218
久喜北小学校	久喜市久喜北2-30-1	25-0678
江面小学校	久喜市北青柳40-1	21-0571
菖蒲小学校	久喜市菖蒲町菖蒲625	85-1202
小林小学校	久喜市菖蒲町小林2197	85-1306
三箇小学校	久喜市菖蒲町台852-1	85-1309
栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間2720	85-1024
菖蒲東小学校	久喜市菖蒲町菖蒲427	85-1303
栗橋西小学校	久喜市佐間266-1	52-0215
栗橋南小学校	久喜市南栗橋4-21-1	52-0235
栗橋小学校	久喜市栗橋東3-3-1	52-2114
鷺宮小学校	久喜市葛梅113	58-1006
桜田小学校	久喜市東大輪311	58-1306
砂原小学校	久喜市砂原1-4-1	58-1614
東鷺宮小学校	久喜市桜田3-10-1	59-3122
久喜中学校	久喜市本町4-1-1	21-0162
久喜南中学校	久喜市江面85	21-0544
久喜東中学校	久喜市青葉3-4-1	22-1213
太東中学校	久喜市吉羽2410	21-2410
菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎860	85-1201
栗橋東中学校	久喜市栗橋1425	52-0436
栗橋西中学校	久喜市間鎌330-1	52-0206
鷺宮中学校	久喜市鷺宮782	58-1004
鷺宮東中学校	久喜市八甫4-46	58-2023
鷺宮西中学校	久喜市上内1797	58-9645

令和4年度設置校

《窓口》 久喜市教育委員会 指導課 特別支援教育担当

TEL 58-1111 FAX 31-9550

特別支援学校

特別支援学校では、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由のある子ども又は病弱な子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけられることを目的に教育を行っています。

◇知的障がい児の特別支援学校

知的・発達に遅れがあり、他人との意思疎通が困難な子どもたちのための学校で、食事や着替え、

トイレ等日常の生活がひとりでできるようにしたり、買い物や遠足等の具体的な活動を通して、生活に必要なことを学んだり、作業などを通して働く意欲や態度等が身につくよう指導しています。

県立久喜特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒346-0038 久喜市上清久1100 TEL 23-0081 FAX 29-1026

県立騎西特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒347-0115 加須市上種足888 TEL 73-3510 FAX 70-1005

◇肢体不自由児の特別支援学校

手足や体の不自由な子どもたちの学校で、座位の保持や起立・歩行に関する動作、食事、衣服の着脱等の日常生活に関する動作等の改善・克服のために特別な指導をしています。

県立宮代特別支援学校 小学部・中学部・高等部

〒345-0816 南埼玉郡宮代町字金原636-1 TEL 35-2432 FAX 36-1017

◇病弱児の特別支援学校

国立療養所東埼玉病院及び県立小児医療センターに入院している病弱な子どもたち、また身体虚弱の子どもたちのために、自分の病気に対する正しい理解と療養態度などを身につけるよう指導しています。

県立蓮田特別支援学校 小学部・中学部・高等部(平成24年度から病弱・肢体併置)

〒349-0101 蓮田市黒浜4088-4

TEL 048-769-3191 FAX 048-765-1501

県立けやき特別支援学校 小学部・中学部

〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2

TEL 048-601-5531 FAX 048-601-1588

県立けやき特別支援学校 伊奈分校

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2

TEL 048-723-2201 FAX 048-722-0377

※ 埼玉県立精神医療センターに入院している児童生徒が義務教育を受けられるよう設置された県立けやき特別支援学校の分校です。

県立東松山特別支援学校嵐山学園分校

〒355-0221 比企郡嵐山町大字菅谷264-1

TEL 0493-62-0855 FAX 0493-62-1453

※ 児童心理治療施設「こどもの心のケアハウス嵐山学園」に入所している児童生徒が義務教育を受けられるよう設置された東松山特別支援学校の分校です。

◇聴覚障がい児の特別支援学校

両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上のもののうち、補聴器等を使用しても通常の話し声を解することが不可能、又は著しく困難な程度の児童・生徒を教育する学校です。高等部(本科)には、産業工芸科・生活デザイン科があります。高等部(専攻科)には、技能実習コース・情報ビジネスコースがあります。

県立特別支援学校大宮ろう学園 幼稚部・小学部・中学部・高等部
 〒331-0813 さいたま市北区植竹町2-68
 TEL 048-663-7525 FAX 048-660-1906

◇視覚障がい児の特別支援学校

両眼の視力がおおむね0.3未満の者、又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の児童・生徒を教育する学校です。

埼玉県立特別支援学校 塙保己一学園 幼稚部・小学部・中学部・高等部

〒350-1175 川越市笠幡85-1 TEL 049-231-2121 FAX 049-239-1015

- ・幼稚部:3歳から受け付けています(0~2歳児までは教育相談児として週1~3日の対応もあり)。
- ・高等部:普通科3年を終えて、専攻科3年があります。専攻科は、理療科・保健理療科という職業専門教育を行っています。

《窓口》 久喜市教育委員会 指導課 特別支援教育担当

TEL 58-1111 FAX 31-9550

※ 高等部については、直接学校へお問い合わせください。



就学奨励費の支給

小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に要する経費の一部が支給されます。

特別支援学級に在籍の場合

支給費目	窓 口
学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品等購入費、新入学児童生徒学用品費等	久喜市教育委員会 学務課 TEL 58-1111 FAX 31-9550

※ 学用品等費購入費、新入学児童生徒学用品費等の支給にあたっては、領収書等の提出が必要となります。

特別支援学校に在籍の場合

支給費目	窓 口
教科用図書購入費、通学費、帰省費、職場実習交通費、交流及び共同学習費、寄宿舎居住に伴う経費、職場実習宿泊費	各特別支援学校

※ 特別支援学級在籍の場合の支給費目のほか、上記費目について支給されます。

第 1 3 章 各種支援

日常生活の支援・相談

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
緊急時 通報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の単身の方又は家族と同居していても同様な状況になる方 ・身体障害者手帳1級～3級の単身の方又は家族と同居していても同様な状況になる方 	<p>自宅において緊急事態が発生した場合、専用の機器を利用し、民間業者を経由して消防局に通報できるようになっています。他にも、民間受信センターの看護師等による相談サービスや、毎月1回の安否確認サービスもご利用いただけます。</p> <p>【利用料】 市町村民税課税世帯 固定型3,600円/年 携帯型9,936円/年 市町村民税非課税世帯 固定型 負担なし 携帯型6,336円/年 通話料は別途かかります。また、携帯型については、市民税の課税、非課税に関わらず撤去費用として1,650円がかかります。</p>	(65歳以上) ・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援第1・第2係
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の単身の方又は65歳以上の方のみで構成する世帯員で、調理が困難な方 ・身体障害者手帳1級～3級まで又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯員で、調理が困難な方 	<p>栄養のバランスを考えたお弁当(昼食)を、ご自宅へお届けします。</p> <p>【利用回数】 週6回まで(月曜～土曜)</p> <p>【利用料】 1食あたり300円</p>	(65歳以上) ・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援第1・第2係
寝具乾燥 消毒等サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で寝たきり状態又はこれに準じる状態の方 ・18歳以上で身体障害者手帳1級、2級の交付を受け、かつ寝たきり状態又はこれに準じる状態の方 	<p>寝具の衛生管理のため、乾燥消毒又は水洗いを行います。</p> <p>【利用回数・利用料】 乾燥消毒 月1回382円 (水洗いの月は除く) 水洗い 年2回869円</p>	(65歳以上) ・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援第1・第2係
訪問理容 サービス	<p>在宅で寝たきり状態又はこれに準じる状態にあり、理容店へ行くことが困難なおおむね65歳以上の方又は身体障害者手帳1級、2級の方</p>	<p>市内の理容組合の協力により、ご自宅に理容師が訪問し、調髪等のサービスを行います。</p> <p>【利用回数】 利用券を年4枚まで交付 【利用料】 1回あたり 2,000円</p>	(65歳以上) ・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援第1・第2係 ・各総合支所各社会福祉係
介護家族教室 (言葉の教室)	<p>おおむね40歳以上の失語症や不明瞭な発音でお困りの方とその家族</p>	<p>言語聴覚士による集団指導や、家族同士の情報交換を行っています。申込制です。</p> <p>【利用回数】 おおむね月1回(午前9時30分～11時30分)</p> <p>【開催場所】 ふれあいセンター久喜</p>	・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係
高齢者インフルエンザ 予防接種	<p>65歳以上の方および60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいのある方(身体障害者手帳1級相当の方)</p>	<p>市内の委託医療機関等でインフルエンザ予防接種を受ける場合その費用の一部を助成します。(1回分)</p> <p>【実施期間】 毎年10月から1月頃まで実施します。詳しくは広報くき等でお知らせします。</p> <p>【費用】 1,500円 ※ 対象となる方で、生活保護等を受けている方は無料です。</p>	・各地区保健センター 中央保健センター 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷲宮保健センター
高齢者肺炎球菌 【定期】予防接種 ※ 65歳以上の定期接種対象者へは該当となる年に個別案内通知を送付しています。	<p>60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいのある方(身体障害者手帳1級相当の方)</p> <p>※ 過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。</p>	<p>市内の委託医療機関等で高齢者肺炎球菌予防接種を受ける場合その費用の一部を助成します。(1回分)</p> <p>【実施期間】 毎年4月から翌年3月まで</p> <p>【費用】 3,000円 ※ 対象となる方で、生活保護等を受けている方は無料です。</p>	・各地区保健センター 中央保健センター 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷲宮保健センター

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
健康等に関する相談	健康や食生活に関して不安のある方	健康などに関する相談に応じます。 健康相談…保健師等による健康相談 食生活相談…栄養士による栄養相談	・各地区保健センター 中央保健センター 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷺宮保健センター
福祉なんでも相談事業	市内住民	専用電話を開設し、社会福祉士等が生活全般の相談を受け付け、必要に応じて他機関につなげるなど、総合的な相談を行います。 毎日 午前9時～午後5時(第4土曜と年末年始を除く)	・久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内) 専用 TEL 24-0700
介護マーク配布	認知症の方や障がいのある方等(市内在住者)を介護している方	トイレ介助や、男性介護者が女性用の下着を購入するときなど、介護中であることを周囲に理解していただくために、介護中に首から提げるなどして利用します。 利用を希望する方に、申請していただき、配布します。	・久喜市役所高齢者福祉課地域包括支援係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係 ・久喜市社会福祉協議会又は各地域包括支援センター
ヘルプマーク配布	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方	援助や配慮を必要としていることを周囲に理解していただくために、かばん等にぶら下げる等身につけて利用します。 利用を希望する方に配布します。	・久喜市役所障がい者福祉課 ・各総合支所各社会福祉係
久喜市おもちゃ図書館(ふれあいセンター久喜 2階)	心身の発達に気がかりな点のある18歳未満の児童とその保護者(登録制)	心身の発達が気がかりな子どもや発達がゆっくりなために上手に遊べない子ども、人との関わりが得意でない子どもたちが「自由に楽しく遊べる場所」、また「同じ悩みを持つお母さんが本音で語り合える場所」、「おもちゃを通して子どもとお母さんの心がふれあう場所」です。安心して楽しく遊びながら、生き生きとした時間を過ごし、子どもたちの発達を促すことを目的としています。 月曜・火曜・木曜(祝日・年末年始を除く) 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分	・おもちゃ図書館 25-1010 ・久喜市役所子ども未来課 子ども・青少年係

在宅生活の充実

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
障がい児(者)生活サポート	市内に住所があり、次のいずれかに該当する方 ・障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方 ・知的障害者更生相談所または児童相談所で、知的障がいと判定された方 ・医師により発達に障がいがあると診断された方	障がい児(者)の生活支援と介護者の負担軽減のため、市に登録された団体が一時預かり、介護人の派遣、一時的な送迎、外出援助などのサービスを行います。団体への入会登録が必要な場合があります。 利用にあたっては、利用料の負担と利用時間の上限があります。 【利用者負担額】 障がい者(18歳以上) 1時間あたり950円 障がい児(18歳未満) 世帯の所得状況により、1時間あたり0～950円	・久喜市役所障がい者福祉課障がい者福祉係 ・各総合支所各社会福祉係
家族介護用品支給	市内在住で市町村住民税非課税世帯の要介護3・4・5と認定され、在宅において家族の介護を受けている65歳以上の方。要介護3については、認定調査票における「排尿」または「排便」の項目において、「介助」または「見守り等」などに該当している方。	月額6,300円以内で介護用品(紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ)を支給します。	・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係
紙おむつの配付	市内に在住の久喜市社協の会員であって、在宅で常時おむつを必要とする状態にあり、住民税非課税、均等割のみ課税のいずれかに該当する世帯で、かつ以下のいずれかに該当する方。 ただし、久喜市家族介護用品支給事業対象者及び久喜市紙おむつ給付事業対象者は除く。 要介護1、2の方第二号被保険者であって要介護3、4、5の方 身体障害者手帳3、4級の方 療育手帳Bの方、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方	月額2,700円以内で紙おむつを支給します。	・久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲) TEL 85-8131 FAX 85-8808 (栗橋) TEL 52-7835 FAX 58-7804 (鷺宮) TEL 58-9131 FAX 58-7200

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
紙おむつの給付	障がい状態により、常時おむつを必要とする状態にあり、市内に住所のある18歳以上で、身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳㊤・Aの方で、当該障がいにより二次的に排泄が困難な方。なお家族介護用品が支給されている場合対象になりません。	月額5,000円以内で、紙おむつを給付します。	・久喜市役所障がい者福祉課自立支援係 ・各総合支所各社会福祉係
難聴児補聴器購入費助成事業	以下の全てを満たす方 ・両耳の聴力レベルが25dB以上で、聴覚の身体障害者手帳の該当にならない方 ・満18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある方 ・補聴器の装用により一定の効果が期待できる方	身体障害者手帳の該当にならない軽度・中度等の難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。補聴器の基準価格まではその金額の3分の2まで助成されますが、それを超えた場合は自己負担となります。	・久喜市役所障がい者福祉課自立支援第1・第2係 ・各総合支所各社会福祉係
図書館郵送貸出サービス	図書館利用券の交付を受けている方のうち、次のいずれかに該当する方 ・上肢、下肢又は体幹の身体障害者手帳1級、2級の方 ・要介護度3、4、5の方 ・療育手帳㊤、A、Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	心身等の障がいにより久喜市立図書館に来館することが困難な方に対し、図書を自宅に郵送で貸し出すサービスです。サービスを利用するにあたって、事前に登録が必要です。	・久喜市立中央図書館 TEL 21-0114
くき元気サービス(地域支え合いの仕組みづくり事業)	・一人暮らし高齢者及び高齢者世帯 ・心身障がい児・者世帯 ・病気・出産等で一時的に支援の必要な世帯 ・ひとり親世帯及び子育て中の世帯 ・その他必要が認められる世帯 ※ 利用者、協力者ともに会員登録が必要です。	元気な高齢者等のボランティア(協会会員)が、支援の必要な高齢者等(利用会員)を支えるとともに地元商店街の活性化につながる地域支え合いの仕組みづくりを目指すものです。サービス内容は、買い物、食事の支度、散歩・外出の支援、掃除・洗濯などのちょっとした困りごと等です。午前9時～午後5時まで(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 【利用料】30分300円 その他、必要経費は実費負担となります。	・久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲)TEL 85-8131 FAX 85-8808 (栗橋)TEL 52-7835 FAX 58-7804 (鷺宮)TEL 58-9131 FAX 58-7200
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	認知症や知的障がい、精神障がい等により、生活していく上で一人で判断することに不安のある方 ※ ただし、本事業利用契約締結の能力がある方	地域で自立した生活が送れるよう生活支援員又は職員(専門員)が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや暮らしに必要な金銭管理等の支援を行います。 ① 福祉サービス利用援助 ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的な金銭管理 1回1時間まで1,200円(基本料400円、時間利用料800円) 以降30分ごとに400円加算されます。 ※ ただし、日常的な金銭管理の援助で通帳等をお預かりする場合又は金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間まで1,600円(基本料800円、時間利用料800円)になります。 ④ 書類等預かりサービス 基本料2,000円(1年間)、利用料500円(1ヶ月)。 その他、必要経費は実費負担となります。 ※ 生活保護世帯は無料	・久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲)TEL 85-8131 FAX 85-8808 (栗橋)TEL 52-7835 FAX 58-7804 (鷺宮)TEL 58-9131 FAX 58-7200
		市は下記のとおり利用料の一部を助成します。 上記①～③利用の場合、基本料400円(月4回まで) ※ 日常的な金銭管理で通帳等を社協に預けた場合又は金融機関において代理による支援を受けた場合は、基本料800円(月4回まで) 上記④利用の場合、基本料2,000円	・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
徘徊高齢者・障がい者探索システム	認知症により徘徊行動のある65歳以上の方、認知症により徘徊行動のある40歳から64歳までの要介護認定若しくは要支援認定を受けている方又は18歳以上で療育手帳の交付を受けている方を在宅で介護する家族	市が貸与した携帯端末機を身につけた本人の行方がわからなくなった場合、家族から情報センターへ探索依頼をすると、おおよその居場所をオペレーターが案内します。 家族の要請を受けた緊急対応員が急行し、一時保護します。 【利用料】 加入料金等 1,144円 基本使用料 年額9,000円	・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール	認知症などで徘徊のおそれのある65歳以上の方、認知症により徘徊行動のある40歳から64歳までの要介護認定若しくは要支援認定を受けている方又は18歳以上で療育手帳の交付を受けている方又は医師により高次脳機能障がいと診断されている方	認知症などで徘徊のおそれのある方の靴などに張り付けて使用するシールを配布します。本人およびご家族の登録情報を市と久喜警察署、幸手警察署で共有することにより、徘徊先などで警察等に保護された場合に、印字された登録番号から早期に身元が確認できます。 シールは1シート20枚(靴に貼り付けた場合は10足分)で、初回は無料で配布します。再交付は実費負担となります。	・久喜市役所高齢者福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係
ボランティアの派遣	ボランティアの派遣を必要としている方	様々なボランティアを派遣しています。派遣を必要とする場合はお問い合わせください。	・久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲)TEL 85-8131 FAX 85-8808 (栗橋)TEL 52-7835 FAX 58-7804 (鷺宮)TEL 58-9131 FAX 58-7200

行動範囲の拡大

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
福祉バスの提供	県内に住所又は事務所を有する障がい者(児)団体等(利用者に障がい者の方が含まれない場合は、ご利用いただくことができません。) ※ 障害者総合支援法に基づく新体系事務所・施設、病院等の法定事業者は、対象団体に含まれません。	障がいのある方々の訓練、研修等を行う場合、「おおぞら号」:車いす用リフト付き大型バス(座席29、補助席7、車いす固定席2)を提供します。費用は無料です。 ただし、有料道路・駐車料金、バス乗務員の食事・宿泊等は利用団体の負担です。 配車場所、利用時間等に制限がありますので、詳しい内容については、埼玉県障害者福祉推進課にお問い合わせください。	・埼玉県障害者福祉推進課 TEL 048-830-3309 FAX 048-830-4789
心身に障がいのある方の運転免許適性相談	・心身に障がいのある方で、これから運転免許を取得したい方 ・運転免許を取得した後心身に障がいが生じた方	月曜～金曜(土曜・日曜・祝日・休日を除く) 午前9時～午後3時 必要書類等については右記までお問い合わせください。 平日来庁できない方には毎月第3日曜にも相談を行っています(予約制)。	・埼玉県警察本部運転免許センター1階 安全運転相談室 〒365-0028 鴻巣市大字鴻巣405-4 TEL 048-543-2001 FAX 048-543-7727
福祉有償運送事業	身体障害者手帳を所持している方、要介護認定・要支援認定を受けている方、知的障がい、精神障がいなどにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方(付き添いの方も同乗することができます)。 なお、福祉有償運送を利用するためには、NPO法人や社会福祉法人などの団体へ会員として登録することが必要となります。	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められた場合に、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。 相談窓口にて福祉有償運送の登録団体を確認して、希望する団体が見つかりましたら、詳しい内容などを直接団体に確認したうえで、登録の手続きを行っていただくこととなります。	・久喜市役所障がい者福祉課障がい者福祉係 ・各総合支所各社会福祉係

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
駐車禁止適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている者で下記に該当する者 ・視覚障がい 1～3級及び4級の1 ・聴覚障がい 2級～3級 ・平衡機能障がい 3級 ・上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2 ・下肢不自由 1～4級 ・体幹不自由 1～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのある方は上肢機能は1～2級(上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)、移動機能は1～4級まで ・心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい 1級及び3級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい 1～3級まで <p>※2箇所以上の機能障がいがある場合で必ず下肢機能障がいが含まれており、身体障害者手帳の等級が4級と記載されている者※身体障害者法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けており、医師が歩行能力について1キロメートル以上歩行不能であると認めた診断書等を受けている者も対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳 ㉔、Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・小児慢性特定疾病の色素性乾皮症に該当する方 	<p>標章を掲出している場合は、駐車禁止区域内(法定禁止区域を除く)でも、他の交通の妨げにならなければ、駐車できます。</p> <p>ただし、他県では使用できない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜警察署 TEL 24-0110 FAX 24-0110 ・幸手警察署(栗橋地区) TEL 42-0110 FAX 42-0110
おもいやり駐車場制度	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級の方 ただし、視覚障がい者は4級の1号、上肢は2級の1号又は2号、下肢は4級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのある方は上肢機能は2級(2級で上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)、移動機能は4級まで ・療育手帳 ㉔、Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・小児慢性特定疾病の色素性乾皮症に該当する方 ・要介護2～5の方 ・妊産婦 <p>※歩行が困難な方については、「歩行が困難なため、日常生活に支障を来す恐れがある」旨等の記載のある医師の意見書又は診断書等を申請書に添付することで、利用証の交付を受けることができます。</p>	<p>おもいやり駐車場利用証を表示している場合は、おもいやり駐車場の看板のある駐車場(久喜市内のみ)に駐車することができます。</p> <p>ただし、妊産婦は妊娠7ヵ月～出産後12ヵ月まで利用できます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市役所障がい者福祉課障がい者福祉係 ・各総合支所各社会福祉係

社会活動の援助

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
中途失聴者手話講習会	途中で聴力を失った方で、手話ができない方	途中で聴力を失った方に手話を覚えていただき、コミュニケーションの手段としていただくため、手話講習会を開いています。	・埼玉聴覚障害者情報センター 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内 TEL 048-814-3351 FAX 048-814-3352
「彩の国だより」点字版・デジ版の発行及び配布	視覚障がい者	「彩の国だより」は毎月1回発行している埼玉県広報紙です。視覚障がい者の方へ点字版・音声版(デジ版)なども発行しています。	・埼玉県広報課 TEL 048-830-2857 FAX 048-824-7345
オストメイト社会適応訓練	人工肛門・人工膀胱の造設者	ストマ用装具の取り扱いや日常生活上の注意事項等の相談会を実施します。	・(公社)日本オストミー協会 埼玉県支部 TEL・FAX 048-835-5226
郵便等による不在者投票	下記①～③のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳 ・両下肢、体幹、移動機能の障がい1級又は2級の方 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1級又は3級の方 ・免疫、肝臓の障がい1級～3級の方 ② 戦傷病者手帳 ・両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症～第2項症の方 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症～第3項症の方 ③ 介護保険の被保険者証 ・要介護5の認定を受けている方 【代理記載制度の対象者】 上記①～③いずれかに該当し、④又は⑤に該当する方 ④ 上肢、視覚の障がい1級の方 ⑤ 上肢、視覚の障がい特別項症～第2項症の方	選挙人で身体に重度の障がいがある場合等は、自宅等現在いる場所において、郵便等により投票することができます。制度を利用するにあたっては事前に登録が必要です。申請は随時受け付けています。	・久喜市選挙管理委員会 (久喜市役所庶務課内又は各総合支所各総務管理課総務係)
ほじょ犬の給付	視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由などにより日常生活に著しく制限がある身体障がい者	ほじょ犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方にほじょ犬を給付します。 【ほじょ犬とは】 ① 目の不自由な人を導く「盲導犬」 ② 肢体の不自由な人に日常生活動作の手助けをする「介助犬」 ③ 耳に障がいのある人のために音を聞き分け必要な情報を伝える「聴導犬」	・埼玉県障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当 TEL 048-830-3309 FAX 048-830-4789
福祉用具の貸出	病気やけが等により、一時的に必要な方、又は他の制度やサービスの利用が難しい高齢者・障がい者等	福祉用具(車いす等)の貸出により、市内の高齢者や障がい者の社会参加の機会を広げるとともに、介護負担の軽減を図ります。 【費用】 無料 【貸出期間】 原則6ヵ月以内	・久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内) TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲) TEL 85-8131 FAX 85-8808 (栗橋) TEL 52-7835 FAX 52-7804 (鷲宮) TEL 58-9131 FAX 58-7200

埼玉県の研修等施設

埼玉県障害者交流センター

障がい者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上を目的とした講習会や、スポーツ・レクリエーションなどの便宜を提供します。

《窓口》 埼玉県障害者交流センター

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1

TEL 048-834-2222 FAX 048-834-3333

埼玉県県民活動総合センター

生涯学習活動を促進を目的に、各種講演会・講習会・研修会などを行っています。また、ボランティアをはじめとする各種学習・活動相談窓口や、スポーツ・レクリエーション施設もあります。宿泊施設も併設しており、障がい者や介護者は低料金で宿泊できます。

《窓口》 埼玉県県民活動総合センター

〒362-0812 北足立郡伊奈町内宿台6-26

TEL 048-728-7112 FAX 048-728-7130

埼玉県伊豆潮風館

障がい者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設です。障がい者や高齢者、また重度障がい者の付添いの方は低料金で宿泊できます。

《窓口》 伊豆潮風館

〒413-0231 静岡県伊東市富戸1317-89

TEL 0557-51-1504 FAX 0557-51-3436

サポート手帳

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害及び学習障害などの発達障がいのある方（その他、発達に気がかりな点のある方など）が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援が受けられること、また、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらうことを目的に、希望者に対し「サポート手帳」を配布しています。配布場所は、障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係の他、子ども未来課、教育委員会、各地区保健センターでも配布しています。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

発達障がい児・者のための支援ガイド

発達障がいに対する理解を深めるとともに、発達に不安や心配のある方が、早期に相談・支援につながるができるよう、相談支援の窓口や利用できる主な福祉制度等について掲載した、「発達障がい児・者のための支援ガイド」を配布しています。配布場所は、障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係の他、子ども未来課、教育委員会、各地区保健センターでも配布しています。なお、市のホームページで電子版もダウンロードできます。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

久喜市児童通所支援施設一覧

児童発達支援、放課後等デイサービスの通所先を決める際に活用できるよう、活動内容や特徴等をまとめたものを配布しています。配布場所は障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係の他、子ども未来課、教育委員会、各地区保健センターでも配布しています。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

聴覚障がい者福祉カード

聴覚障がい者が日常の生活を送るうえで、周囲の方に簡単な手助けや協力をお願いしやすくすることができるカードです。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

障がい者に関するマーク

障がい者に関するマークは、主に次のようなものがあります。
(マークの掲載については、関係団体等の許可を得て掲載しています。)

身体障がい者標識(障がい者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。



危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(関係団体等:各警察署交通課)

聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク)



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(関係団体等:各警察署交通課)

耳マーク



聴覚障がい者であることを示す国内で使用されているマークです。

聴覚障がい者は外見的にはわかりにくいために、誤解されたり、不利益になったりなど、社会生活上での不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。

(関係団体等:社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

障がい者のための国際シンボルマーク



このマークは、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。

車椅子をご利用の方だけではなく、すべての障がい者を対象としています。

(関係団体等:公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

視覚障がい者を表示する国際シンボルマーク



視覚障がい者を表す世界共通のシンボルマークです。

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。

(関係団体等:世界盲人連合、社会福祉法人日本盲人福祉委員会)

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表すマークです。

オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解とご協力をお願いします。

(関係団体等:公益社団法人日本オストミー協会)

ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいのある人」を表すマークです。



心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を総称して「内部障がい」といい、これらの障がいのある方々は、外見的にはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

(関係団体等:内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会)

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。



身体障害者補助犬法の施行により、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも、同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。

(関係団体等:厚生労働省)

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

このマークを身につけている方を見かけたら、バスや電車で席を譲るなどの配慮や支援をお願いします。

(関係団体:東京都)

久喜市の主な公共機関等の連絡先

施設名	所在地 (久喜市)	TEL	FAX
久喜市役所(本庁舎)	下早見85-3	22-1111	22-3319
久喜市役所(第二庁舎)	北青柳1404-7	22-1111	22-0300
菖蒲総合支所	菖蒲町新堀38	85-1111	85-6804
栗橋総合支所	間鎌251-1	53-1111	52-6027
鷺宮総合支所	鷺宮6-1-1	58-1111	58-7019
久喜市教育委員会	鷺宮6-1-1(鷺宮総合支所内)	58-1111	31-9550
中央保健センター	本町5-10-47	21-5354	21-5392
菖蒲保健センター	菖蒲町新堀1	85-7021	85-7886
栗橋保健センター	間鎌251-1	52-5577	52-0123
鷺宮保健センター	鷺宮6-1-2	58-8521	59-2441
休日夜間急患診療所	本町5-10-47	21-9090	21-9090
ふれあいセンター久喜	青毛753-1	25-1010	25-1022
いちょうの木	所久喜835-1	23-4711	24-1762
けやきの木	青毛1146-1	21-7555	21-7555
のぞみ園	北青柳1331	22-2381	22-2381
健康福祉センター(くりむ)	間鎌255-1	52-8787	—
くりの木	間鎌276-2	55-2341	55-2343
あゆみの郷	東大輪2273-1	58-8956	58-8956
ゆう・あい	上内327-6	57-4353	57-4353
児童センター	吉羽1-40-14	21-8181	24-1783
しょうぶ会館	菖蒲町菖蒲1077-1	85-0370	85-0626
鷺宮児童館	上内878	58-7054	58-7054
久喜市ファミリー・サポート・センター	青毛753-1	29-1900	29-1935
久喜地域子育て支援センター (ぼかぼか)	吉羽692-1	21-8596	24-1785
栗橋地域子育て支援センター (くふる)	中里1048-1	55-1147	55-1146
鷺宮地域子育て支援センター (すまいる)	鷺宮2-6-19	59-7510	59-7511

施設名	所在地(久喜市)	TEL	FAX
久喜市社会福祉協議会	青毛753-1	23-2526	24-1761
菖蒲支所	菖蒲町新堀38	85-8131	85-8808
栗橋支所	間鎌255-1	52-7835	52-7804
鷺宮支所	鷺宮6-1-1	58-9131	58-7200

埼玉県関係機関一覧

施設名	所在地	TEL	FAX
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	-
障害者福祉推進課		048-830-3310	048-830-4789
障害者支援課		048-830-3319	048-830-4783
福祉監査課		048-830-3554	048-830-4788
東部中央福祉事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2132	048-734-1121
幸手保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101	0480-43-5158
中央児童相談所	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152	048-770-1055
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-1552
春日部年金事務所	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階	048-737-7112	048-737-7039
ハローワーク春日部	春日部市下大増新田61-3	048-736-7611	048-737-5232
春日部県税事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2110	048-737-2131
自動車税事務所春日部支所	春日部市増戸752-5	048-763-4111	048-760-1207
春日部税務署	春日部市大沼2-12-1	048-733-2111	-
久喜警察署	久喜市上早見154	0480-24-0110	-
幸手警察署	幸手市上吉羽964	0480-42-0110	-
宮代特別支援学校	宮代町金原636	0480-35-2432	0480-36-1017
塙保己一学園	川越市笠幡85-1	049-231-2121	049-239-1015
大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町2-68	048-663-7525	048-660-1906
久喜特別支援学校	久喜市上清久1100	0480-23-0081	0480-29-1026
騎西特別支援学校	加須市上種足888-1	0480-73-3510	0480-70-1005
さいたま桜高等学園	さいたま市桜区上大久保519-7	048-858-8815	048-858-8832
羽生ふじ高等学園	羽生市下羽生320-1	048-560-2020	048-560-2021
障害者交流センター	さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2222	048-834-3333

施設名	所在地(久喜市)	TEL	FAX
県立総合教育センター	行田市富士見町2-24	048-556-6164	048-556-3396
県立久喜図書館	久喜市下早見85-5	0480-21-2659	0480-21-2791

緊急時（事件・事故）の連絡先

聴覚障がいのある方や言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「メール110番」、「ファックス110番」を開設しています。

対象者 聴覚、音声言語又はそしゃく機能に障がいのある方

内 容 (1) メール110番

事件や事故の際に、携帯電話・スマートフォンやパソコンから専用ホームページに接続し、文字対話方式(チャット)により緊急通報を受理します。

通報用アドレス(URL) <http://saitama110.jp/>

練習用アドレス(URL) <http://saitama110.jp/tr/>

※ 練習用アドレスはシステムで自動対応します。

※ お持ちの端末でご利用できるかどうか、事前に練習用アドレスでご確認ください。

(2) ファックス110番

事件や事故の際に、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

FAX 0120-264-110

(3) 110番アプリシステム

スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報できます。

インターネットでアプリをダウンロードして、名前などを登録してから利用できます。

《窓口》 埼玉県警察本部 地域部通信指令課

〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-832-0110

緊急時（火事・救急）の連絡先

聴覚障がいのある方などが、携帯電話からのメールで119番通報することができます。

対象者 聴覚、音声言語又はそしゃく機能に障がいのある方

内 容 (1) ファックス119番

火事や救急の際に、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

FAX (局番なし) 119

(2) NET119

火事や救急の際に、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して緊急通報を受理します。

《窓口》 埼玉東部消防組合消防局 指令課

〒346-0021 久喜市上早見396

TEL 21-0119 FAX 23-1542

久喜市の情報発信

メール配信サービス

子育て支援行事案内や市からのお知らせなど、さまざまな情報を市民の皆さんに、電子メールで「携帯電話」や「パソコン」などに配信しています。

登録方法 ほしい情報の登録用アドレスへ空メールを送信すると、「～情報登録案内」というメールが届きますので、案内に従って登録してください。

子育て支援情報

kuki.kosodate@mpme.jp



安全・安心情報

kuki.anzen@mpme.jp



市政・イベント情報

kuki.info@mpme.jp



防災行政無線情報

kuki.bousai@mpme.jp



電話応答サービス

防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます。放送内容が聞き取れなかった場合や、内容を確認する際にぜひご利用ください。

0120-220-300(通話料はかかりません)

※市外局番(0480)以外の地域や、携帯電話からご利用いただく場合は**0480-22-6177(有料)**へおかけください。

公式 SNS

イベント情報や市政情報などをタイムリーに発信しています。また、災害時の情報発信ツールとしても活用します。

閲覧方法 各ホームページの検索バーでアカウント名を検索するか、二次元コードを読み取ってください。

ツイッター

アカウント名 久喜市

ユーザー名 Kuki_City_PR



フェイスブックページ

アカウント名 久喜市

ユーザーネーム City.Kuki



ライン

アカウント名 久喜市

LINE ID @ixn7684j



公式動画チャンネル

「YouTube(ユーチューブ)」に久喜市公式動画チャンネルを開設し、プロモーションビデオやイベントの開催風景など、市の魅力を動画でお伝えします。

閲覧方法 YouTube の検索バーで「久喜市公式」と検索するか
二次元コードを利用してください。



テレ玉データ放送

イベント情報や市政情報のほか、災害発生時には防災情報をリアルタイムで発信します。

閲覧方法 テレ玉(地デジ3チャンネル)視聴時にリモコンの「d ボタン」を押して、久喜市を選択してください。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

緊急情報架電サービス

携帯電話、スマートフォンをお持ちでない方へ、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、避難情報や緊急情報を固定電話や FAX に伝達します。事前の申込みが必要となります。

接続方法 申込書を市ホームページ若しくは窓口で入手し、必要事項を記入の上、下記窓口へ提出(郵送可)してください。

防災アプリ

市の防災情報を1つにまとめたスマートフォン用のアプリです。防災行政無線の放送内容や災害時の避難情報、ハザードマップなどをスマートフォンやタブレット端末で見ることができます。

取得方法 市ホームページをご確認ください。(二次元コードをご参照ください。)



《窓口》 久喜市役所 消防防災課 危機管理係

TEL22-1111 FAX21-1641

菖蒲総合支所 総務管理課 地域振興係 TEL85-1111

栗橋総合支所 総務管理課 地域振興係 TEL53-1111

鷲宮総合支所 総務管理課 地域振興係 TEL58-1111

デジタル障害者手帳 ミライロ ID

ミライロ ID は、株式会社ミライロが提供するアプリで、障害者手帳をスマートフォンアプリに登録し、登録した手帳の画面を公共施設等で提示することで、障がい者割引を受けることができます。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)



【身体障害者障害程度等級表】(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

		1級	2級	3級	
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
機能の障害	聴覚又は平衡		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声言語機能又はそしゃく機能障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	
肢体不自由	上肢	1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	
	下肢	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの	
	体幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	内部障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)。	
肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く)。	

4級	5級	6級	7級
1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したものの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及びびひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したものの	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5. 一上肢の中指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	【備考】		
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とする。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。		
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

各種サービスのお問い合わせ

久喜市役所（本庁舎）障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85-3

TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319

E-mail shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

菖蒲総合支所 菖蒲社会福祉係

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38

TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-6840

E-mail shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

栗橋総合支所 栗橋社会福祉係

〒349-1192 久喜市間鎌251-1

TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027

E-mail shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

鷺宮総合支所 鷺宮社会福祉係

〒340-0295 久喜市鷺宮6-1-1

TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-7019

E-mail shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

発行・編集／久喜市福祉部障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85-3

TEL 0480-22-1111（代）

FAX 0480-22-3319

E-mail shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

令和5年3月 改訂

このパンフレットは2,500部作成し、一部あたりの単価は165円です。